

議 事

午前10時 開議

○委員長（藤田慶則君） おはようございます。

開会前に申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議中はマスクを着用願います。委員長においても、マスク着用のまま議事を進行します。

出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。

これより、福祉部門に係る令和5年度予算の審査を行います。

予算の関係部分の概要説明を求めます。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） それでは、福祉部が所管いたします令和5年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出予算の概要について、主要施策の概要により主なものをお説明いたします。

説明になります前に、恐れ入りますが、主要施策の概要に記載の金額について訂正をさせていただきます。

主要施策の概要50ページ上段、障がい児通所給付事業経費の説明文中、1、高額障害児通所給付費33万2,000円を71万8,000円に、2、障害児通所給付費3億7,360万2,000円を3億7,428万円に、それぞれ訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

最初に、福祉部所管事務における現状と課題認識についてであります。

地域共生社会の実現に向け、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、各市町村に包括的な支援体制づくりである重層的支援体制の整備が求められており、地域における体制整備を推進し、住み慣れた地域において安心して生活できる体制を構築してまいります。

障がい者福祉については、令和5年度は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画の策定年度であることから、関係機関と協議の上、次期計画の策定を進めます。

また、地域で生活する障がい者が、日常生活や社会生活を安心して営むことができるよう、自立支援給付事業での障がい福祉サービス提供体制の整備に努めるとともに、地域生活支援事業では、相談支援をはじめとして、意思疎通支援、日常生活用具給付など、障がい者当事者に対する支援に引き続き取り組んでまいります。

要援護者への支援については、生活保護受給者及び生活困窮者に対し、継続して自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金など、自立、就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供し、自立を支援してまいります。

第9期介護保険事業計画においては、現在の特別養護老人ホーム入所待機者を解消するため、介護サービス事業者等に対して、整備や増床等による施設サービスの拡充の意向を確認しながら、待機者の解消に向けて計画策定を進めてまいります。

さらに、その整備された施設が十分機能するためにも、その施設における介護人材の確保が必要となります。在宅サービスの充実や、特別養護老人ホームの入所待機者の解消のための施設サービスなど、適正な介護サービスを継続して提供するためには、介護人材の確保が不可欠であります。従来からの介護人材確保対策に加え、新たな人材確保に向けて、まずは現在の第8期介護保険事業計画を基

本に、介護関係者等からも情報を収集しながら、人材確保に努めてまいります。

地域包括支援センターについては、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの中核機関として、地域に密着した総合相談機能の体制強化を図るため、市内8担当圏域を民間法人へ委託する体制により、今後も身近な地域で相談しやすい支援体制を継続し、地域課題に対応した事業展開ができるよう取り組んでまいります。

以上のような現状と課題認識を踏まえ、令和5年度において、当部が重点的に取り組む施策や事業は、次のとおりであります。

主要施策の概要をお開きください。

主要施策の概要22ページ、社会福祉総務費ですが、社会福祉法人指導監査業務や地域福祉を推進するための業務委託などを行う経費として3,615万円。

主な内訳として、避難行動要支援者支援事業委託料に520万円、権利擁護推進事業委託料に2,090万円などあります。

23ページ、民生相談事務経費ですが、民生委員の負担軽減に向けたＩＣＴを活用した衣川地域におけるモデル事業の経費として510万1,000円。

主な内訳として、民生委員貸与タブレット購入に289万2,000円、タブレット操作などを支援する活動支援員の経費に150万9,000円などあります。

同じく23ページ、社会福祉施設管理運営経費ですが、江刺総合コミュニティセンターの長寿命化を図り、現在の施設の耐用年数を超えて活用するための経費として335万5,000円で、屋根改修工事に係る設計委託料であります。

24ページ、社会福祉施設管理運営経費ですが、奥州市社会福祉協議会への人件費等運営補助や施設管理補助を行い、円滑な事業運営を促進し、地域福祉の充実を図る経費及び江刺総合コミュニティセンターの指定管理経費として8,377万5,000円。

主な内訳として、江刺総合コミュニティセンター指定管理料に3,199万9,000円、社会福祉協議会事業補助金に3,982万6,000円などあります。

25ページ、老人福祉総務費として8,564万5,000円。

主な内訳として、胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家の屋根等修繕に係る経費に7,218万6,000円、市内の医療介護施設に勤務する医療介護従事者の育成や定着を図るための支援を行い、医療介護人材の確保を図る経費として、医療介護従事者確保対策事業に504万円、介護職員初任者研修受講料助成事業に73万8,000円などあります。

また、未来枠として、衣川地域の高齢者世帯に家庭用見守りサービス電球を設置し、地域による高齢者見守り体制を構築する高齢者見守りサービス事業に88万3,000円などあります。

31ページ、自立支援給付等事業経費ですが、障がい者の自立支援を推進するため、個々の障がいの程度により個別に支給される障がい福祉サービスに係る給付事業の経費として26億2,124万7,000円。

主な内訳として、更生医療給付費に6,000万円、補装具費給付費に3,236万9,000円、療養介護医療費給付費に4,590万円、介護給付費等給付費に24億6,916万円などあります。

32ページ、地域生活支援事業経費ですが、障がい者が安心して日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するための事業経費として1億4,732万9,000円。

主な内訳として、基幹相談支援センターや一般相談支援事業所の運営を行う相談支援事業に2,961

万円、日常生活用具給付費に2,760万円、地域活動支援センター事業に3,693万6,000円、日中一時支援事業に3,550万円などあります。

50ページ上段、障がい児通所給付費事業経費ですが、障がいをお持ちの児童の自立支援を推進するため、障がい児通所給付として3億7,546万6,000円。

主な内訳として、放課後等デイサービスに要する経費として、障害児通所給付費3億7,428万円などあります。

51ページ、セーフティネット支援対策等事業経費ですが、生活保護世帯を含む要援護者に対して、自立、就労に向けた支援等を行う経費として1,495万5,000円。

主な内訳として、就労支援員報酬等に255万1,000円、生活保護相談員報酬等に765万円などあります。

52ページ、生活困窮者自立支援事業経費ですが、生活困窮者など要援護者に対して、自立、就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に行う経費として3億611万8,000円。

主な内訳として、自立相談支援事業委託料に2,368万円、住居確保給付金に366万円などあります。

続きまして、介護保険特別会計予算保険事業勘定に移ります。

主要施策の概要158ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出予算の93.9%を占めるのが、2款の保険給付費であり、主要施策の概要158ページ、居宅介護サービス給付経費42億8,768万円から、164ページ中段、特定入所者介護予防サービス経費93万2,000円まで、各介護サービス、介護予防サービスの給付経費であります。

164ページ下段、介護予防・生活支援サービス事業ですが、介護要支援者、事業対象者に対して、要介護状態等となることの予防や軽減、自立した日常生活支援を行い、生きがいのある生活を送ることができるようにするための経費として3億7,719万円であります。

主な内訳として、介護予防訪問介護相当サービスとして8,640万円、介護予防通所介護相当サービスとして2億6,400万円などあります。

165ページ、一般介護予防事業ですが、高齢者になっても生きがい、役割を持って自分らしい生活ができる地域を構築するため、住民主体の通いの場、よさってくらぶの立ち上げや運営支援、65歳からの生き方講座の開催など、介護予防活動の重要性についての普及啓発の経費として1,225万5,000円であります。

166ページ、総合相談事業ですが、市全体の統括機能や全市的な事業に取り組む機能を持つ直営の基幹型地域包括支援センターと、身近な地域でのワンストップ相談対応や、地域に密着した事業運営、課題解決機能の強化を図るための委託型地域包括支援センターを8圏域に設置し、運営する経費として1億5,528万6,000円であります。

主な内訳としては、8圏域の地域包括支援センター運営業務委託料として1億5,099万円などあります。

169ページ、在宅医療・介護連携推進事業ですが、切れ目のない効果的な医療と介護の供給体制の構築に向け、医療・介護関係者の連携支援や情報共有支援、奥州市版エンディングノート、「わたしの生き方ノート」の普及促進に向けた出前講座の開催などの経費として998万6,000円などであります。

次に、介護保険特別会計予算介護サービス事業勘定に移ります。

主要施策の概要172ページをお開きください。

172ページ、一般管理経費ですが、まえさわ介護センターの管理経費として3,002万9,000円であります。

以上が福祉部所管に係ります令和5年度の予算の概要であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（藤田慶則君） これから質疑に入りますが、質疑は要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力を願いいたします。また、正確に答弁をいただくため、質問者は、質問事項のページなどを示していただきますよう、ご協力を願いします。

なお、執行部側にお願いいたします。答弁する方は委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

まず、質問の前に、福祉部門の担当の皆様には、日頃から障がい者児、高齢者、また生活困窮者の市民の皆様に寄り添っていただいてご支援いただいていることに、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

質問に入ります。大きくは3点質問させていただきます。

まず、主要施策の22ページの社会福祉総務費の中の3番、権利擁護推進事業委託料について。2点目、主要施策32ページ、地域生活支援事業経費の相談支援事業委託料と日常生活用具給付について。そして、3点目ですけれども、予算には入っておりませんけれども、障がい者の手帳の電子化について、お伺いをしたいというふうに思います。

まず、1点目の主要施策22ページの3番の権利擁護推進事業の委託料についてですけれども、こちらは奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンターを設置されまして、成年後見制度の推進について図る事業でございますけれども、その利用状況につきましてお伺いしたいというふうに思います。

また、今後さらに高齢化が進みますと、認知症の方々が増えるわけですけれども、今後のその増加の対応にどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

それと、この権利擁護の制度、成年後見制度なんですけれども、日常生活自立支援事業と成年後見制度と事業が違うわけなんですけれども、市民の皆様に相談されるときに、とても理解をされていないところがございますので、違いとか、市民が分かる、そういう周知方法、PR方法について、取り組まれ方についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目の主要施策32ページですけれども、1の相談支援事業委託料の中で基幹相談支援センターがございます。この事業の実績と効果、それから業務内容についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、（2）のほうの相談支援事業の委託料、これは一般相談になると想いますけれども、この事業内容と実績について、お伺いをいたします。

それから、3番目の日常生活用具給付費ですけれども、追加項目があるのか。見直しについて、お伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目、予算のところには出てこないんですけれども、障がい者手帳、身体、精神、療育とあるわけですけれども、花巻市さんのほうで電子化に取り組まれております、サービスを受け

やすくされているという情報をいただいておりますので、当市の取組についてお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） それでは、ただいまのご質問、大きく3点、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、1点目の権利擁護推進事業、あんしんセンターの利用状況ということ、また、今後、当然利用者といいますか、相談をされる方が増えてくるであろうということに対する対応という部分でございますが、奥州金ヶ崎地域権利擁護あんしんセンターにつきましては、金ヶ崎町さんとの共同設置でということで、昨年の4月からスタートしております。この12月までの間に、相談ですとか、それから実際にお問合せをいただいたりだとか、あるいはその相談を基にいろんなセンターとして対応させていただいたというのが、全体で延べ1,467件になっております。このうち、当市、奥州市の部分につきましては1,240件でございます。

今後の対応という部分で、先ほど申しましたように、当然利用者の増加というのが見込まれるわけなんですけれども、特に成年後見の部分につきましては、やはり実際、制度上は、例えば弁護士さんですか、行政書士さんですか、司法書士さんですか、いわゆるそういう資格といいますか、ある方がいわゆる後見人としてなるという制度設計があるわけなんですけれども、こういった部分の方だけでは、当然受任をしていただく方が不足をしていく。結果として支援が不足をするというふうなことが想定されますものですから、センターへの業務の委託の中の1項目としまして、何とか市民の後見、市民後見人というのが育成ということをできないかということで、養成講座の開催ということを行っていただいております。

先ほども利用実績というお話をありましたけれども、今年度については、21の方に受講をいただいております。こういった中で、人材の養成を行うというふうなことが必要だろうなと思っておりまし、実際取り組んでいるというところでございます。

さらに今後は、そういった受講の方が実際に受任をしていただけるようになるかどうかというところが体制整備に必要かなと思っておりますので、例えば名簿登録ですか、どのような形で受任をしていただくのか。さらには、その後見人の方のお気持ちがあったとしても、当然サポート、いろんなフォローが必要だろうなというふうに思っております。そういったような体制整備について、成功している事例、例えば盛岡市さんなんかとか、そういった例を参考にしながら、当市のみならず、社会福祉協議会さん、あるいはその関係する団体さん等と連携をしながら、このセンターの運営をするための運営組織としまして地域連携ネットワーク会議というのが組織されております。そういった中で、具体的な対応というのを検討してまいりたいというか、そういう体制を取っております。

それから、地域生活支援事業経費の基幹相談支援センターのほうの関係でございます。失礼しました、その前に、大変失礼いたしました、先ほどの権利擁護推進事業の関係でございますけれども、日常生活自立支援事業と成年後見制度、なかなか分からぬ、理解が広がっていないのではないかというふうなことでございます。

それらに関するPRをということでございますが、そのセンターのほうで行っております事業としましては、委員ご質問のとおり、大きく申しますと、成年後見制度と日常生活自立支援事業という、

大きく言えば2つの制度がございまして、こちらの言わば制度上の違いといいますか、というのは、大きく言いますと、成年後見制度につきましては、いわゆる契約行為ですとか、そういった権利を擁護するための民法に基づきます、あるいは家事事件手続法等に基づきます制度でございまして、対象としましては、例えば精神障がい等によって判断能力を欠いている状態にあるというふうに認められる方の場合には成年後見制度の利用と、さらにその程度によりまして保佐、補助といったような制度設計がございますが、日常生活自立支援事業のほうにつきましては、これは根拠法令が社会福祉法等になっておりまして、その精神上の障がい等の理由によりというところは共通なんですかけれども、判断能力が不十分な人というふうに定義をされております。これはケースによりまして状況判断をしてということになるんですけれども、一般的には、例えば契約行為等ができる程度というふうな形になっておりまして、こういう制度設計といいますか、区分けになるものですから、確かになかなか成年後見といいますと、非常に選任に関するいろんな手続ですとか、制度が法律に基づく権利擁護というふうな観点での制度設計でございますので、なかなか一般の方には理解をされていないというか、そういう状況があるのかなというふうに思っております。

それで、こういう内容ですよというふうなものの説明につきましては、実は社会福祉協議会さんのほうで毎年開催をしております、かたりあいの輪福祉懇談会というのを各地区で開催をしておるわけなんですけれども、そういう中でもパンフレット等を活用しながら、まずはその何かそういう、例えば、あれ、ちょっとこの人大丈夫かしらみたいな、何か身近なところにそういう心配のある方がいらっしゃった場合には、まずご相談をくださいというふうな形でご紹介をしながら、制度あるいはセンターのPRといいますか、周知に取り組んでいるところでございます。

そこには私どものほうからも職員が同席をいたしまして対応させていただいておりますけれども、さらにそういった制度設計のことで問合せをというふうなことにはなるわけなんですけれども、その問合せに対しては、状況を伺いながら、どういったサービス、ないしはその対応ができるのかということをケース・バイ・ケースで相談いただきながら対応していただいているということでございますので、どうしてもやっぱりどっちに該当するかということが分からなくて、いずれの後見制度ですか、自立支援事業ですか、そういったものの説明というふうなこともしながら、現状では対応しておるというところでございます。

これらに関するその制度のPRという部分では、社会福祉協議会さんのほうが、先ほど申しましたように、主体になりまして行っているわけなんですけれども、当市といたしましても、いろんな、例えばホームページへの情報掲載ですか、いろんなPRについては、これは手をかけていかなければならないなというふうに捉えているところでございます。

続きまして、基幹相談支援センターの実績等のことございます。

まず、基幹相談支援センターについては、昨年度の実績、平成3年度の実績になりますが、人数でいいますと145人、それから相談の回数、件数でいきますと2,278回の相談がございました。なお、基幹相談センター以外の一般相談支援事業所も含めた相談実績になりますと961人、それから延べ1万1,012回のご相談の受付対応実績がございました。

それから、基幹相談センターの業務内容でございますが、基幹相談支援センターでは、障がいの方を対象といたしました総合的、専門的な相談支援を実施をしておる施設でございまして、管内的一般相談支援事業所に対する専門的な助言や指導、それから行政機関が管轄しております障がい者事業

所等で構成をしております自立支援協議会という組織がございますけれども、そちらの業務の運営等、本市の障がい者相談支援の中核的な役割を担っていただいているところでございます。

それからあと、日常生活のほうの業務のほうの関係でございますが、先ほどのご質問で、拡大等を検討されるのかというふうなお話がございました。障がい者の方がご利用いただける、いわゆる給付用具につきましては、いろいろな、例えば昨今のＩＴ化ですか、いろんなものを踏まえて、様々なものが出てているようでございます。

それこそ、昨年の以前の議会の一般質問でも議員のほうからご質問がありました、例えば、暗視支援眼鏡ですか、いろんなものが出ておりまして、これらにつきましては、要はその実際の障がいのある方にとって、要は役に立つといいますか、有効だというふうなものがいれば、これ当然広げていかなければならぬなというふうに思っております。以前もご質問いただいた際の暗視眼鏡をちょっと例えますと、やっぱりその専門的ないろんな機能があるがゆえに、実際にお使いをいただく上では、例えば慣れていただくといいますか、訓練が必要であったりですか、いろいろ使っていただく上では制限がある、制限といいますか、制約があるというふうなものもあるようございます。例えば車の運転等は、これはできないとか、ですので、実際に利用を、こういう障がいがあるんだけれども、こういうふうなものを使うことで生活できないかというふうなことがあった場合に、ケース・バイ・ケースで、それは当然有効だというふうに認められれば、これは広げていかなければならぬなと思っております。

そういった部分への対応につきましては、私ども、基本的には業務の中で検討を進めていくわけなんですけれども、実際に障がいのある方ですとか、そういった方からご意見をいただきながら、判断をしてまいりたいなというふうに思っております。

それからあと、障がい者手帳の電子化というお話をいただきました。障がい者手帳の電子化につきましては、いわゆる手帳、物理的な手帳そのものを電子データみたいな形にするというのは、国のほうでは、いわゆるマイナンバーポータルとの連携ということで進めておるようなんですけれども、実際の利用をいただく際には、民間企業が開発しましたアプリで、その連携をするというふうなものが進められているようでございます。

県内では、花巻市さんのほうで、いわゆる手帳を提示をすると、例えば入場料の割引がいただけるようなものとして、それを取り扱うみたいなものというのが、ホームページ等のほうに掲載されておりました。いわゆるマイナンバーポータルとの連携の推進、あるいはそれを使った業務の改善という部分につきましては、これは全市的な中でこれは今後進めていくことになろうかとは思いますが、アプリの部分に関しましては、民間企業さんの開発しましたソフトウェアでございますので、今後、私どものほうでもそういうものの活用ができるといいますか、そういった場面があるのかというふうなことについては、府内での調整等をしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。現状ではまだ当市においては導入という形にはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

権利擁護推進事業につきましては、大変分かりづらい。成年後見制度につきましても、本当にとても分かりづらいんです。でも、市民には困ったらここに来て相談してと、それだけでまずいいと思い

ます。困ったら相談して。制度はこういうふうな制度ですよということも、分かりやすい説明の資料も提示をしていただきながら、困ったらここに来たらいいんだよというところが分かれば一番いいというふうに思いますので、その辺のPRをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それから、相談事業の基幹相談支援センターなんですけれども、障がい者の総合的な相談というところで、障がい児についてはどうするのかというところが問題になってきているのかというふうに思います。確かに障がい者にとりまして、基幹相談支援センターさんは心強いところでございまして、いろんなご相談に乗っていただいているわけなんですけれども、障がい児の時はどうするのかというところをもう一度お伺いしたいというふうに思います。

日常生活用具給付につきましては、利用される方々のご意見をお伺いしながらもそうなんですけれども、もちろんそうなんですけれども、しっかりと入れておくこと、品目に、費目にこういうことも対応になりますということを入れておくことも重要かというふうに思われますので、もう一度お伺いしたいというふうに思います。見直しが、今先ほど課長のほうからもIT機器のすごい更新がなされておりますので、どんどん進化していますので、その辺をしっかりとついていくように、市も対応していただければと思います。

それから、障がい者手帳の電子化につきましては、検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいま再質問、ご意見をいただきました部分についてでございます。

権利擁護といいますか、その成年後見制度等も含めて非常に分かりづらいというのは、まさにそのとおりだらうなというふうに思っております。実際にご相談いただいて、先ほどちょっと申しましたように、いただいた方に対応する際にも、それがゆえに、やはりその制度としてこういうものがありますという一通り説明をしなければならない。その制度が単純なものであれば、なるほどということになるかもしれませんけれども、実際にはやっぱりこうこうでというふうな法律の規定等もございますものですから、非常に複雑だというふうなこと。全く、委員ご指摘といいますか、いただいたご意見のとおりだなというふうに思っております。

先ほど直接的にはその懇談会でご説明もしておりますと申しましたが、いずれ、今ご意見いただきましたように、制度そのものの言わばPR、それもしかも、単に制度の概要を一覧的に載せるのではなくて、いかにこの分かりやすく紹介をするかというふうな部分につきましては、私ども市ももちろんですけれども、実施をしていただいております社会福祉協議会様とも連携をしながら、拡大を図つてまいりたいなというふうに思っております。

それから、2点目の障がい児に対する対応ということでございますが、先ほど申しましたように、基幹相談支援センターでは基本的には障がい者ということでございまして、障がい児の一般相談体制というのは、管内的一般相談支援事業所が個別に行っているほか、市が設置しております子ども発達支援センター、こちらにおいても相談対応等を行っておるところでございます。

また、先ほど自立支援協議会という事業所も参加していただいている組織を立ち上げておりますというふうなお話をしましたが、その中には療育部会というのがございまして、そこでも、療育部会の中でも、その発達支援センターだけではなくて、先ほど申しました一般相談支援事業所ですか、あるいは子どもさんが、例えば通っていらっしゃる学校とか、それから市のほうの家庭相談員、あるいは

は保育所のほうの職員の方々等も参画をいただきながら相談支援体制を構築しているという実態がございますので、現状ではそういう中でサポートをさせていただくという形になるのかなというふうに思っております。

それから、日常生活用具の部分につきましても、今お話をいただきましたように、対象品目の登録といいますか、指定という部分につきましては、当然市のほうでそこは判断をさせていただいております。先ほどそのいろんな有効性を検討といいますか、確認をしながらということで申しましたけれども、それも当然有効だというふうなことであれば、具体的にこれを拡大をしてまいるという方向で、今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「障がい者手帳」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（千葉訓裕君） 失礼しました。障がい者手帳の電子化の部分につきましては、先ほどお話し申しましたように、マイナンバーポータルとの連携という部分といいますのも出てまいりますものですから、実際にその手帳を電子化といいますか、データ、例えばスマートとの連動とか、そういうことなどを、どう市のほうの業務のほうで対応していくかという部分については、いろいろ関係課のところで、そういう身障手帳を使った、言わば業務といいますか、事務手続とか、そういうものがどういうものがあるかというふうなことを確認をしながらということになってまいりますので、そういう府内の中でのそういう確認作業ということから、まずは着手ということになろうかなというふうに思っております。いずれ有効だと、国のほうでもその施策の展開等もございますので、なれば、この導入に向けて検討してまいりたいということで考えたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） 24番菅原明です。

2点お伺いします。

1点は、主要施策の概要の23ページの民生委員のＩＣＴの活用事業について、1点。それから、2点目は、同じく主要施策の概要の51ページの生活保護費についての2点についてお伺いします。

1点目の衣川をモデル地域として行う新事業ですが、これ、具体的な取組の内容について、もう少し説明をお願いしたいなと思います。

それから、生活保護費につきましては、今年でコロナ禍も4年目となるわけなんですねけれども、今の経済状況はあらゆる面での物価の高騰等で、生活が大変な厳しい状況になっているということあります。特に高齢者世帯や弱者と言われる方々にとりましては、日常生活がままならない方が多く見られるようになってきております。それで、今年度の生活保護費の申請状況と併せて、新年度に向けて申請に来られた方への担当課としての対応策について、お伺いしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） それではまず、1点目の衣川地区におけるＩＣＴの活用の部分でございますが、これは具体的に申しますと、民生委員さんの日常的に、例えば案件といいますか、地域の中であった案件をご報告をいただいたりというふうなことで、いろんな業務を行っていただいたりとか、定例的に会議を持っていただいたりとかしておるわけなんですねけれども、それに伴います、いろいろその所要の書式のあります書類の作成ですか、そういった業務が付随してまいります。そういう

った部分に、議員の皆様にもご活用いただいているこのタブレットとかを使いまして、そのデータの連携ですか、書類の提出等ができるような形で活用できないかと。あるいはタブレットであれば、例えば遠隔会議ですか、そういう機能も導入、使えるものですから、そういうものに利用することによって、日常の業務の負担というものを、何とか軽減、利便にできるようにできなければ、便利にできるようにできないかというふうなことで、導入を考えているものでございます。

さらに、そういうタブレットを実際に導入するだけではなくて、当然そのお使いをいただく上で、様々な不慣れの部分とかがあれば、そういうサポートも操作方法の支援とかといったものも必要にならうかなというふうに思っておりますんで、そういう場合に、身近なところで支援、相談に対応して、指導をしていただけるような支援員を併せて配置をしたいなというふうに考えているものでございます。

もう一つ、生保の部分でございますけれども、申請状況につきましては、今年度、生保については世帯単位で行っておりますので、一番最近ですと、実施状況としましては823件、人員でいいますと1,022人ということで、今年度に入りまして年度当初では848世帯、人数でいいますと1,056人であったものから、ここ数か月は減少傾向になってきていると。新規の申請につきましては、多い月ですと20件ぐらいあるんですけども、先ほど申しましたように、ここ二、三ヶ月は10件とか、あるいは10件を下回るような件数で推移をして、さらには例えば受給されていた方がお亡くなりになったことによって、例えば生保が廃止になるというふうなことが影響しまして、世帯数としては、年度当初よりも減ってきてているという状況がございます。

それからあと、実際にその申告といいますか、相談にお見えになられた方への対応という部分でございますけれども、当課の窓口には、いわゆる生保のほうの内容を担当いたしますケースワーカーのほかに、相談に円滑に対応できるようにということで、本庁のほうにお二人、それから江刺支所のほうに1人、相談支援員という会計年度任用職員を配置いたしまして、様々な、そういう体制で相談対応をさせていただいております。

生活保護に関しては、委員ご存じかと思いますけれども、所得のこういう条件の場合に合致するですか、世帯の人数だとこういう状況ですか、いろいろな扶助の内容によりまして、言わば規定といいますか、がございます。もちろんそういう部分には、お話を伺いますと該当しなかったりですか、あるいは相談にお見えになられたんですけども、そういう制度の説明をいたしますと、ちょっと、何とか、いろいろな、例えば親族の援助だったりだとか、いろんな制度もご利用されながら生活をしたいというふうなことで、要は申請自体をご辞退されるというふうな方もいらっしゃいます。そういう場合には、いずれ生活をする上での家計的な部分でのいろいろその心配ですか、困窮されている状況についての相談というふうな部分で、当市のほう、当市といいますか、市として対応している部分もあるんですけども、そういう部分について、社会福祉協議会さんのほうに委託をして実施しておりますくらし・安心応援室というのがメイプルのほうの地下にもございます。例えばそういうところと連携をしながら、そちらのほうの窓口を紹介させていただいたらしく、急速、もし生活費がもう今すぐにでも足りないというような場合には、そういう部分で行っております融資とか、食料品の提供等の利用制度を利用いただいたらしく、そういうことを連携をしながら、対応させていただいております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 24番菅原明委員。

○24番（菅原 明君） ICTを使っての民生委員の方々のお仕事なんですけれども、民生委員の方々が意外と年齢的にも結構高くなっている方が多いものですから、せっかくこういうものを用意して実施するということであれば、必ず使いこなせるように、そして数少ない民生委員の中で、これが本物になるような形で、ぜひ取り組んでほしいなと思いますので、その点お願ひしたいと思います。

それから、生活保護につきましても、窓口に来て申請される方は、本当に勇気を持って、ここが最後のとりでだというような気持ちで来られる方もあると思います。ですので、そういう気持ちで、恐らく窓口に来ると思いますので、とにかく丁寧に対応していただきたいなと思いますので、この2点について伺って、終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ありがとうございます。

ICT、タブレットの操作につきましては、委員のご質問のとおり、民生委員の方がそういうの大丈夫かというふうなことの言い方ですとちょっとあれですけれども、やはりふだんから使い慣れていないと、なかなかうまく使うというふうなことに関して、抵抗といいますか、ハードルが高い部分があろうかなというふうに思っております。

先ほどそういったサポートができるようにということで支援員の配置をと申しましたが、衣川地区ということで、単位で申しますと、その民生委員さんの協議会の事務局というのが、社会福祉協議会様の支所のほうで担っていただいております。当然そういった支所のほうで、事務局としてお世話される部分でも、そういったものをぜひご活用いただきながら、あるいは使い方についてサポートをいただきながらというふうなことは丁寧に対応してまいりたいなと。システム導入に当たりましては、当然、その導入をさせていただくもののメーカーさん等のお手伝いもいただきながら、いわゆる操作研修ですか、こういったものとかも十分に手を尽くしてまいりたいなというふうに思っております。

それからあと、生活保護の丁寧な対応ということ、大変そのとおりだなというふうに思います。実際に生活保護をというふうになられた場合に、やっぱりその生活ができないということでご相談に来られている方というのが当然いらっしゃいます。中にはその制度のこういうルールがありますということについてなかなかご理解いただけなくてという場合もあるわけなんですけれども、そういった場合に、私どものほうでもケースワーカー、担当している担当職員だけじゃなくて、その指導役の職員もおります。そういうたるもので、複数、時間をかけながら丁寧にご説明したりみたいなことを行っておりますし、もちろん一般論としてにはなりますけれども、職員のいわゆるその研修等を通じた、言わばその資質の向上といいますか、そういったようなこともこれ毎年取り組んでおりますので、そういう中で丁寧に、今ご指摘いただいたように、丁寧に分かりやすい対応を心がけてまいりたいなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

今の生活保護に関して、再度質問させていただきます。

主要施策53ページに関連しますけれども、生活保護の部分ですが、私は相談を受けた方が、生活保護を現在受けているんだけれども、なかなか生活が大変だ、物価高ということで大変だということで、

相談を受けました。その方が74歳の方でしたが、現在アパートに暮らしておられると。また年金ももらっていますよと。あと、今現在、生活保護を受けているということです。パート収入があるというようなことで、その中でも、やはり物価高騰ということが響きまして、随分生活が大変だと。どうにかならないんですかという話だったんですが、私もこういうケースが初めてなものですから、なかなか返答ができないでいまして、このような場合だと、どのような形でお手伝いできるのかについて質問したいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまの委員の具体的なご相談といいますか、例を引き合いに出してお話をいただきましたが、私どものほうで、実際に生活保護を実施している場合には、当然毎月といいますか、生活の状況を確認をするために訪問等、あるいは電話等で状況確認をしながら対応させていただいております。

その中では、例えば年金暮らしのご高齢の方とかと同様に、やっぱり昨今の物価高騰の影響、こういったこと、これが結果としてその家計を圧迫しているというふうな状況があるというふうなお話を伺う機会はもちろんございます。

ただ、生保に関しましては、先ほどちょっと申しましたように、具体的に、憲法に保障する最低限の生活保障をするということで、例えば生活扶助ですか、医療扶助ですか、そういう扶助内容によりまして基準が設けられておりまして、これを例えれば収入といいますか、その支出のほうが最近増えてきているから、何とか収入も増やしてくれというふうなことで、直接的に、例えば生保のほうの給付額を、例えば私どものほうの判断で増額をするというふうなことは、これ制度上認められません。

結果としましては、何とかそういう中で、収入、それからその支出を何とかその家計の管理といったらいいでしょうか、そういう部分を適切にということで、私どものほうで生活保護のケースの方には、そういった部分でサポートといいますか、相談、アドバイスを申し上げたりとかしながら行っているというふうな形で実施をしておるところでございます。

ぜひ、委員にももし個別にご相談をいただいた場合には、ぜひ、そういういわゆる家計の工夫といいますか、そういう部分で、まずは対応をというふうなことでアドバイスをしていただけるようでしたら非常に助かります。なお、その給付費そのものの見直しということになりますと、これは国の制度になりますですから、そういう中で、これは検討してまいりということになろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。

再度質問いたします。

その方も生活保護は国の制度というようなことで決まっているから、それ以上ということは理解はされていました。その中でも、やっぱり大変だということで、声かけて来られたようなんですが、例えば各支所、生活保護を頂いていると、車が例えば使えないとか何かあるようですが、その中で、近くの総合支所にこのような相談というのはないものかどうなのか。やはり一番弱っている方々を何とかお手伝いしたいと皆さん思っていると思いますが、そのような声はないのかについて質問したいと思います。

次に、主要施策の52ページに、生活困窮者の自立支援というのがありますが、この支援というのは、例えば、今お話をありました生活保護を受けている方も、この中のメニューの中に入っていて、例えば支援の相談とか何かできるものか、それとも、あくまでもこれは生活困窮者の方で、そういう方は該当しないんだよというのかについて。

また、もう一点が、先ほどケースワーカーというお話をありました。一番はケースワーカーの方が中心にしてされているようですが、このケースワーカー、また支援体制というのはどのようになっているのかについて、お聞きして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 実際に生活保護を受けていらっしゃる方につきましては、担当、言わば職員、市のほうではそれをケースワーカーと申しますけれども、が配置をされておりますので、その方との、言わばその生活状況の確認ですとか、先ほど私申しましたような家計を工夫をといったようなことのアドバイスですとか、場合によっては例えばお仕事ができそうな年代、状況にある方であれば、何とかその求職活動をするみたいなことにつなげるだとか、そういったことにつきましては、基本、担当者の職員がご相談というか、対応に当たるというのが生活保護の制度でございます。

もちろん、そういう中で、本庁のほうに直接来たりとかというふうなことではなくて、支所を介してお話をいただいたりというふうなことも実態はございます。相談を、その生活保護に至るか至らないかというところに至る前のところでのご相談ですと、当然、支所のほうにお話をいただいたりとかすることもあるんですけれども、そういった場合には、私どものほうでその情報をこちらのほうに連絡をいただきまして、先ほど申しましたような職員、あるいはその相談員というふうなことでの対応をしてまいりということでございます。

それからあと、自立支援事業につきましては、主要施策の52ページに掲げております生活困窮者自立相談支援事業というのは、これは先ほどの話で申しますと、生活保護を受ける前の方も含めて、含めてというか、前の方、そこにならないようにというと、ちょっと語弊がありますけれども、そういう方で、例えば自立をするための相談ですとか、さらには、先ほどちょっとお仕事可能であればというふうなことで、その準備に向けた支援ですとか、あるいは家計を改善をするためのアドバイスをしていただいたりとか、そういうふうな業務を、暮らし・安心応援室というところで社会福祉協議会に行っていただいているという形で実施をしているものでございます。

以上でございます。

[「ケースワーカー。ケースワーカーの支援体制」と呼ぶ者あり]

○福祉課長（千葉訓裕君） 失礼しました。あと、ご質問で、大変失礼いたしました、ケースワーカーの支援体制ということでお話をございました。

生活保護を実際に実施をする場合には、要はその方がどういう支援内容になるのかというふうなものの状況を聞き取りをさせていただいてということを実施しておりますので、その聞き取りから、あとは地域、この地域については担当者誰それというふうな形で、必ずそのケースに対して1人担当者がつくという体制を取って実施をしております。

さらに、そのケースワーカーが適切な判断ができるようにということで、経験値のある職員、係長、それから補佐がそれに該当しておるわけなんですかけれども、いわゆるその指導者という役割で、それ

ぞれ対応するというふうな体制を取っております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~  
午前11時15分 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、福祉部門の質疑を行います。

19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 19番及川佐です。

先ほどの衣川でのＩＣＴ活用についてお伺いします。

様々な活用があるというふうにおっしゃいました。具体的なその効果、もう少し具体的にご説明をお願いします。

実は民生委員の業務はかなり多くありますし、私のところにも資料がありますけれども、27項目ほど引継ぎの際はチェックするとなっているんですね。ですから、いろんな会議ももちろんあります。あるいは一部活用することも可能な場合もありますけれども、具体的にそれによって全て置き換わるかどうか分からぬので、今言ったＩＣＴ活用の効果について、具体的にお示しください。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ＩＣＴ、タブレット等を活用しました効果という部分でございますけれども、私どもとしましては直接的には各種書類作成ですか報告に関わります、いわゆる事務効率の向上といったようなことが効果として一つあるのかなと思っております。

また、先ほどちょっと申しましたが、いわゆる遠隔会議等にも活用できる機能というのがタブレットには備わっております。ソフトウェアを使うことで活用可能かと思いますので、そういった部分での効率性のアップというふうなことが具体的な効果として考えているところでございます。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） もうちょっと具体的にお願いいたします。例えば、にこにこネット台帳の作成、避難行動要支援者台帳の作成、見守り安心台帳の作成、生活福祉支援貸出金のこと、あるいはそういう赤い羽根の問題もあります。セーフティネット会議もあります。様々ある。27の項目ある。これは、民生委員が次の民生委員にお願いするときの業務リストの一覧ですね。今言った話は、単に事務的になるだろうと。じゃ、今言った該当の中でどれに該当するんでしょうか。

例えば、にこにこ台帳作成の業務、あるいは避難行動要支援者の台帳、見守り安心台帳の作成、これ社協とも関係あるんですけれども、具体的にその27項目の中で、どれが具体的に効果があるというふうに、単なる事務作業の低減とか、会議ができるとか、そういうことじゃなくて、例えば民生委員が業務引継ぎする場合、この27項目あるんですね。赤い羽根もあります。それからネットワーク事業助成金申請も、これはできるかもしれませんね。あるいはこういう、できるものももちろんあるかもしれませんけれども、民生委員の仕事にとって、どれほどの比重を持って、どれほど楽になるといいますか、削減できるというのは、今の話でちょっと見えないので、具体的にお示しください。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） タブレットをお使いいただくことで、27ある、その業務の中のどれに該当するかという部分につきましては、先ほど申しましたように、タブレット等、ＩＣＴの機器を使うことによって生じる効果というのは、例えば台帳の整備ですとか、書類の作成とかといったような部分が主なものだろうなというふうに思っておりまして、その業務の中身として、27あるうち、例えばこれはそういう書類作成の業務があるとか、あるいは会議の開催、先ほどセーフティネット会議というお話ありましたけれども、セーフティネット会議ですと参集される方々というのが、要はそういったものを持っていらっしゃる方だけでは、以外の方が多くございますですから、例えばそういう部分では、会議開催に係る、言わば活用とかというふうなことについては効果がないだろうなと思う部分もございます。

具体的な部分につきましては、今申しましたような、言わば事務作業、あるいは会議開催等に関する効果というところ、これを照らして、これを整理をしていくことになるかと思います。現状では、27のうち、どれが該当するというふうなところまで具体的には整理はまだしておりません。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 予算は当然効果を期待して投入するわけですよ。単にやれば何とかするだろうという話じゃない。具体的にこのような効果について、影響があるし、やるべきだと。もちろん効果あることは分かります、漠然とはですよ。ただ、業務をやっている民生委員からすると、それは全体からすれば、それはそんなせいぜい2つか3つじゃないのかというふうに言われてしまうと、民生委員の業務が削減されるというところにはなかなか行き着かないと思うんですね。

後でも結構ですから、具体的に何を評価しているか、期待して、今回のＩＣＴを活用するのか、これに関するお示しください。後でも結構ですよ。

○委員長（藤田慶則君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） ＩＣＴの活用について、全く理解されていないと思います。ＩＣＴの活用というのは、出来上がったものをやるんじゃないんですよ。例えば、今までいろいろ場所についての記述を大変だった部分が、写真を撮ることによって済むとか、いろんな簡易にできる方法があるんです。ＩＣＴの活用というのは、学校でもそうですけれども、そういうものをつくり上げていくという過程が重要なんです。ただ出来上がったものをやるという話じゃないんですよ、基本的に。その基本を分かっていないと思いますね。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） だとすれば、これは具体的には該当するものは分からないと、こういうことになりますね。そうすると民生委員の業務が多いとか、様々我々が言うわけです、成り手が少ないとか、そういうものに対しては期待感はあるけれども、具体的にはないと、こういうふうに思ってよろしいわけですね。

○委員長（藤田慶則君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） 何度も言いますけれども、先入観を持って物を言わないほうがいいですよ。これはＩＣＴを活用しながら民生委員さんの負担を減らす、かつまた民生委員の成り手を増やすには、ＩＣＴだけじゃないんです。そういうことをきちんと仕組みづくりをやっていこうというのが、今の姿勢です。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 12番高橋晋委員。

○12番（高橋 晋君） ICT活用の関連ですけれども、先ほど一番最初に説明いただいたときの内容ですが、衣川でなくてもどこの地区でもいいんだなというふうな内容のように感じましたけれども、小さな拠点づくりの一環として、多分まずは衣川ということなんだと思いますが、だとすれば、例えば見守り電球の通報というんでしょうか、報告が、そのタブレットなり、その担当の見守りの民生委員のところに即座に届くとか、そういうふうなことは可能なのかなというふうな部分、それから講習を受けなくても、もう日常に使っている人もいると思うんですね、民生委員さんの中には。そういう方であれば、例えばもう直接、先ほどZoom等で会議をすることも可能だというようなお話をしたけれども、それを見守り対象者とすることも可能だとは思うんですけども、そうやって行かなくても通じるというふうな部分にも活用できないのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） まず、最初の見守り電灯の通報というのに關しましては、現在まだ、私どものほうで他市で導入されている参考例を見ますと、例えばそういった機能をソフトウェアとかで連携できるというふうなものというのは、ちょっとまだ拝見はしておりませんでした。

もちろんシステムのつくり込み等を工夫することによって可能になる部分はあるかと思いますが、その部分に關しては、今後の検討だろうなというふうに思っております。

それからあと、見守り対象者の方との面談といいますか、訪問しなくともというふうなことに関しましても、もちろん使う側と使う当事者双方がそういったことに慣れている方であれば、お互いが了解の下に、そういうものを活用していただきながら、例えば定期訪問、ちょっと遠方だったりとか、急があったときに何か対応するといったようなことは、可能な部分もあるかと思います。

ただ、現状では、最初からそれを前提にしたということではなくて、今先ほど市長のお話ありましたように、いろいろな使い方の工夫の部分で、そこは今後考えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 見守り電球の件について、当課の事業についてお答えしたいと思います。

委員お話ししましたように、今回の見守り電球につきましては、今年度、4年度に既に衣川地区2地区を指定して行っております。将来的にはというか、5年度に民生委員さんのほうにタブレット端末が配付になった時点で、そちらのほうへのアラートというか、要するに電球のオンオフが長時間にわたって行われない場合のアラートの登録先を民生委員のほうに、タブレットのほうに登録したいというふうな考え方ではあります。

これをすることによりまして、例えば、民生委員の改選期に次の民生委員へ引き継ぐ際には、そのタブレットが引継ぎになりますので、改めて登録する必要はないと。その登録されている方々もそのタブレットで確認ができるという部分では、やはりそちらのほうに組み込むということがいいのではないかということで、新年度にはそちらのほうへの組み込みを検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 12番高橋晋委員。

○12番（高橋 晋君） どんどん活用していただければと思います。

私は、6月議会でしたでしょうか、見守り電球をやりますというような答弁をいただいた一般質問ありましたけれども、私の場合は、タブレットとか、あとは音声アシスタントというふうな形でできないかというふうな提案でしたけれども、私も実際に音声アシスタントを使ってみないと、いろいろなことを言えないなと思って、半年ぐらい前に購入しまして、家に置いて使っております。

ふだん夫婦の会話が少ない中、うちの家内が毎日のように音声アシスタントと会話をしております。本当に誰でもすぐ、別に教えたわけでもないのに、何々何とかしてとか、あしたの天気を教えてというだけなんですかとも、あれが独り暮らしの方々がそうやって会話できると、本当に孫ができたような感覚なのかなというふうに思ったりしましたので、本当に可能な民生委員さんであれば、そういうふうなところまでつなげていただければなというふうに思います。さらにそれが全市につながればいいなと思っておりますので、ご所見をお伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） ただいまご質問いただきました件にお答えしたいと思います。

当然のことながら、民生委員のほうのタブレットについては外部との通信機能がありますので、そちらのほうはよろしいかと思うんですが、見守り電球の場合は、例えば新たに、例えばネット環境を引くということが不要なもので、今見守り電球をやっております。

音声アシスタントになった場合は、やはりその場合には通信のための機器が必要になってくると思います。ですので、活用については若干環境を整えるという部分があるかとは思いますが、ただ、環境が整っているお宅であれば、そういう形での対応をしていくと、そのＩＣＴを使っての会話とかができるかなというふうには思いますけれども、現時点では、今のところはそういう環境がない中で見守りができるということで、見守り電球を進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。

ただいま話題となっておりますタブレットなんですけれども、具体的に運用開始時期をどのように設定されているのか、お伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 運用開始時期につきましては、現状でまだ確定はしておりませんけれども、夏頃に導入をしたいなというふうに思って、準備を進める予定でございます。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 夏頃といいますと、すみません、先ほどの質問足りなかつたと思うんですけれども、その研修をやって夏から始まるのか、夏から研修をするのか、すみません、そこをお伺いいたしますし、それから、民生委員さんの、いわゆる機械に対する親和性というのがあると思うんですけれども、要は使える人と使えない人というのがこのスキルの問題で、いろいろどうしてもレベル差が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、いわゆる使えなかつた、うまく使いこなせない民生委員さんに対して、どこまでも使えるように指導していくのか、もしくはタブレットなしでも、いわゆる今までどおりの業務で行っていただければいいのですというところの示し方というのをどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 導入に当たりまして、それこそ、ご利用いただくための指導といいますか、研修といいますか、そういういたものも含めて、それを行った上で、夏頃、導入をしたいなというふうに思っております。

それからあと、タブレットは、要は、従来の形、例えば先ほど会議開催云々という話もしましたけれども、これを機械的に全部一斉に切り替えるということではございません。基本的には並行で利用していただきながらというふうなことで、何とかそのご利用、ご活用いただけるように調整をしていきたいというふうに考えておりますので、当面の間は、それを例えば会議開催等、あるいは資料作成等を並行しながらということで、使える方についてはご活用いただきながらということで、運用をスタートしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 併用しながらということで、そういうことですと、最終的には全民生委員さんがタブレットを使いこなせるようにというところになるんではないかなと思うんですけれども、そうすると、やはりこの横展開をかける前に、どの部分で一番、民生委員さん個人差があるかもしれません、どういった操作がしづらかったのかというところをしっかりと検証して、使いこなせるまでのスキルアップのプログラムというのもしっかりと確立してからとなると思いますので、その辺も担当課としてしっかりと把握しながら、少し時間がかかるてもいいので、研修を徹底しながら、取り組んでいただければと思いますので、その点お伺いして、終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ありがとうございます。

今、委員お話ございましたように、今回衣川で導入いたしますのは、そういういた部分の、言わば手法といいますか、確立をしていくというふうなことのための試験的な導入でもございますですから、当然そういう効果ですか、どういうところに課題があるのかということを把握しながら、これの導入を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） 1番佐藤美雪です。

1点についてお伺いします。

主要施策25ページ、老人福祉総務費の3番目、医療介護従事者確保対策事業について、お伺いいたします。

この奨学金返済支援補助金ということで予算組まれておりますけれども、医療施設と介護施設の従事者分として、何人ぐらいを想定した予算になっているか、お伺いします。

また、令和4年度の実績についても、併せてお伺いいたします。

また、この事業の周知方法についても、お伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） それでは、ただいまご質問がありました奥州市医療介護従事者奨学金返済支援補助金について、お答えしたいと思います。

この補助金につきましては、介護分と医療分と2つに分かれています。当課の部分につきまして

は介護職員分にはなりますが、現状として医療分の状況を聞き取っておりますので、併せてお答えしたいと思います。

まずは、新年度予算につきましてですけれども、5年度予算では、介護職分が11名分、それから医療職分として24人分ということで、それぞれ算出としては上限が月額1万2,000円の12か月分ですので、1人当たり14万4,000円です。これ掛ける人数で積算をしております。

それから、令和4年度現時点での実績になりますが、介護職分につきましては11名で、約139万3,000円。それから、医療職分につきましては25名で、金額にしますと327万9,000円という実績になっております。

周知方法ですけれども、これにつきましては、毎年度、市の広報に掲載をしておりまますし、それから通年で市のホームページにも掲載しております。

それで、この補助金につきましては、年度当初に申請をしていただいて、その年度の支払いが終わった時点で交付するという形になっておりますので、通常ですと、申請は年度、4月から大体の方は申請するような形になっております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 1番佐藤美雪委員。

○1番（佐藤美雪君） ありがとうございました。

令和4年度の実績も今お伺いしました。私ちょっと令和3年度の事務事業評価調書を見ていたときに、そのときは31件で、B1評価だったんですね。なので、もしかすると、この制度が広く、市で見積もっている人数よりも低い募集人数かなと思って、ちょっと認識がありましたけれども、今の答弁だと、この予算化している人数、募集に達している状況と認識してもよろしいかどうか。

あとは、先ほどの部長の説明の中にもありましたけれども、介護職、そういう従事者の確保が本当に喫緊の課題だということで伺っております。奥州市において、特別養護老人ホームの待機者、本当に早期に入所が必要な方が213名ということで聞いております。本当に、この待機者数、盛岡圏域と同じぐらいの人数になっているわけです。

この現状を本当に重く見ておりますけれども、やはりこの介護人材の確保、本当に重大な課題だと思っております。その確保策について、もっともっと重点を置いた対応策、確保策が必要だと思っておりますけれども、その点のお考えをお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 2点ご質問いただきました。

まず、1つ目、先ほどの奨学金返済支援の募集枠に対して、達しているかどうかということにつきましては、確かに委員がお話ししましたように、令和2年度、3年度は、人数的には33名、その前が29人、令和元年度は29人ということで、年々、この事業というか、補助金を申請する方が増えてきております。

現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、本来であれば枠としては25名になるわけなんですが、ただ借りている金額によっては、満額の補助は必要でないということもございますので、それで若干その枠が人数的には1人分、今現状としては増えているような形にはなっております。毎年度、例えば今年度で奨学金の補助を終了する方が、例えば介護であれば3名おりますので、そうすると、5年度には新たに3名が申請できるというふうな形になっておりますので、今のところはその枠内で対応

できているかなと思いますが、ただ、やはりこちらのほうとしても、その人材確保という部分では、この制度をより活用していただきたいということもございますので、それは申請の時点で対応については検討していきたいなというふうに考えております。

それから、2つ目、介護人材の確保という部分につきまして、今委員からご指摘がありました待機者数については、年々増えてきていたという現状としてあります。

この8期の計画でも施設整備を予定はしておりましたけれども、なかなかその計画どおりに進んでいないという現状がございます。施設ができるできないにかかわらず、現状のある施設でも介護人材が不足という部分がやはり上がっております。

この確保対策につきましては、今お話しした奨学金返済支援事業、そのほかには初任者研修受講料助成ということで、これは介護の初任者研修を受けた場合に半額で上限が5万円ということで、2分の1補助で5万円というのがありますと、こちらのほうが今年度、今現在10名の方が申請して補助金を受けているという状況にあります。

これは市の事業ではございますが、このほかに、県が県社協のほうに委託している事業で、介護入門的研修という事業がございます。これは市の広報でも周知をしたことがあるんですけども、通常ですと、初任者研修というのは、ある一定の期間に決められた時間の受講をしないと資格を受けることができないということで、やっぱり受講する方にとっても時間的、費用面での負担も大きいという部分があるんですが、この介護入門的研修というものは、基本的には受講料は無料、それから講習受講期間も3回、3週にわたって行うということで、短期間に行われるものです。これは、今年度ですけれども、昨年7月に、江刺の総合コミュニティセンターを会場に開かれまして、こちらのほうに10名の定員に対して7名が受講されたと。そのうち、就業につながった方は、現時点では1名というふうに伺っております。

このような形で、今後は長期間にわたる研修のほかに、県と連携を取りながら、その介護入門的研修というのも、現時点で来年度の開催地は決まっていないということでしたが、来年度もぜひ奥州市で開催していただくような形で、こちらのほうでも連絡を取り合っていって、それで少しでも研修を終えた方が就業できるような形になればなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 関連。

17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 今の介護について、関連いたします。

今の奨学金の返済支援ですけれども、申込者が枠を満たしているというような内容の答弁でありましたけれども、枠がもう少し増やすというか、これを利用したい方がもっといるんではないかということが考えられますが、この返済の採用の枠を増やすということについては、どのような考え方なのか、まずお願いします。

それから、第8期の計画で、令和4年度も施設の計画があったというような答弁でしたが、実際にはできていないという話ですが、8期全体を通して、あるいは令和4年度でもいいですけれども、実際どのくらいの特養の施設の計画があって、現実には、計画があって何所できた、計画と実際の入所できる数がどのくらいできたのかについて、まずお伺いします。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 2点ご質問いただきました。

まず1点目、奨学金返済支援事業につきましてですが、これは先ほども申し上げましたとおり、枠としては、予算枠としては介護についていえば11名ということですけれども、現時点ではその11名の枠に対して、来年度は3名、その補助金の条件を終了するということで、3名はありますけれども、ただ、今後受付していく場合に、もっと希望者がいるという場合には、ここは財政と協議して、やはりこの事業の趣旨からいくと、お金がないから、すみません、先着順ですというわけにはいかないのかなと私は思っておりますので、その辺は財政当局と話して、確保に向けていきたいなというふうに考えております。

それから、2つ目の8期の計画での施設整備の状況につきましてお答えしたいと思います。

8期の施設整備につきましては、この8期は来年度5年度まではあるわけなんですけれども、既に建設、改築等に着手した部分を含めますと、老人施設につきましては、既に完了した部分としましては、広域型の改築が1つと、それから改築増築がありまして、これ、今年度中にどちらも終了することになります。ただ、これによって、入所定員につきましては、広域については改築によってトータルでは1人だけしか増えないような状態になっております。

それから、その他として、短期入所施設から介護老人福祉施設への転換によりまして、入所施設が10床増えているような形になっております。

それから、短期入所生活介護事業所、要はショートステイですね。ショートステイにつきましては、先ほど転換により10床減になりますが、そのほかでは、先ほどの増築改築する施設がショートステイを5床増やしておりますので、実際は10床減のプラス5床になりますから、トータルでは5床の減というふうになります。

そのほかには、小規模多機能型居宅介護支援事業所が創設で29床、それから認知対応型共同生活介護事業所が9床ということで、これは現在公募というか、審査中ですので、年度内には9床増える予定となっております。

当初計画しておりました新設、創設の介護老人福祉施設、特養ですけれども、70床と、短期入所生活介護事業所、ショートステイの10床につきましては、今回8期の整備を予定しておりましたが、予定していた法人から、今期での建設は難しいということで見送りとなっております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 先ほども1番委員が示したとおり、200名を超える待機者があるわけですけれども、なかなかこの待機者というのは、もう10年前と比べても大きく減っているわけでもないし、むしろ増える傾向にあるんじゃないかなと私は思いますので、やはりこれを計画期間中に解消する这样一个計画でないと、ということで、令和5年度は9期の計画を立てるとは思うんですけれども、なかなか進まない、例えば70床の特養計画が延びるということになるかと思うんですけれども、やはり介護人材の不足がどうしても根底にはあると思いますので、これをやはり解消する、根本的な原因があると思いますので、これは市ができる問題でもないとは思いますけれども、介護人材に対する報酬がほかの一般産業と比べて、月で7万円も8万円も低いという現実でもありますので、そういうところを解消していかないと、そして大変重労働などといいますか、大変な仕事でありますので、本来は一般労働者よりも高いくらいの給料水準が、私は必要ではないかなと思いますけれども、そういう

た点も、我々は、私たちはそう思いますけれども、当局として、これに対する見解はいかがでしょうか。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） まず、その施設整備につきましては、確かに8期の計画で創設を予定していたところが、事情で8期は見送りというふうになっております。その時期と合わせまして、新たに手を挙げたいという事業者さんも出てきておりますので、9期に向けては、複数の事業所が施設整備に向けて取り組みたいという話が来ておりますので、今、委員がご指摘したように、それでは2つ施設が同時にもしも着工した場合に、それに対応する介護職が足りるのかという問題も出てくるかと思います。ですので、こちらのほうとしましては、施設整備に当たっての進捗も支援しながら、それからあと、介護人材確保につきましては、先ほども申し上げましたように、新たな人材の確保の仕方についても取り入れながら、一度に何十人という部分の人材確保は難しいかなと思いますが、少しずつでも確保できるようにしていきたいというふうなことで取り組んでいきたいと思います。

介護人材に関する給与とか、そういう部分については、なかなかその事業所によって水準も異なる関係上、難しい部分あるかなというふうに思っております。今、予定しているものでは、定住自立圏、北上市、西和賀町、金ヶ崎町、奥州市の4市町で、この介護関係の人材確保についていろいろ話し合う機会がございまして、3月、今月中に介護事業者に従事する方々に対するアンケートを実施することで今進めております。そのアンケート内容では、例えば、介護をけん引するにはこういうものが必要ではないかとか、そういうような意見も集約しながら、4市町のほかに、全体でのどういう傾向にあるかを見ながら、幾らかでも従事者もしくは事業者の要望にどのようにして応えていったらいいかなという部分を今後進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 今年度は9期の計画を立てるということになりますけれども、そういう本当に待機者がゼロになるような計画を望みますし、そういった目でやっていただきたいと思いますので、改めて部長に見解を伺って、終わります。

○委員長（藤田慶則君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 施設整備、待機者が大変多くて、なかなか施設整備の進まない中で、非常に多くて非常に進まない状況です。

そこにはやはり介護人材の確保が大きな課題にもなっているというふうなことですし、あとは介護職員の報酬、これがやはり低いということも大きな課題であります。この報酬に関しましては、国の方にも改善の要望をしているところで、これは引き続き処遇改善の要望をしていきたいと思います。

施設整備については、令和5年度に9期の計画をつくることとしておりますので、そこには事業者からの施設整備の要望、計画をお聞きすることにもしておりますので、そこには、ぜひこの待機の状況についてもご理解いただきながら、ぜひ施設整備の方向で計画を提出していただいて、それを反映させた形で、施設整備を含めた介護の計画をつくっていくことになると思います。

人材確保については、市の広報でも、介護職員になりませんか、働きませんかというふうなことで、市の広報でも介護職の現場の職種のお知らせですか、あとは奨学金支援の制度とか、そういった部

分をご紹介しながら、介護職の人材確保にも併せて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 関連。

27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

私は毎年言い続けていますので、4年前辺りから、介護職確保のためのいろんな政策を並びで実施すると約束してきたはずです。これらが一体どうなって、どういう問題意識を持っているか、まず1つお伺いします。

前の一般質問で、市長からお説教をいただきましたけれども、全県で944人ですよね、早期に入所させなければならない人というのが。これ令和4年9月ということで、私たちは資料頂いているんですが、そのうち、218人が奥州市、金ヶ崎町ですよ。盛岡圏域より多いんですよ。どういうふうに考えているのかと。

今、答弁を伺いましたけれど、聞きようによつては、事業者側の実態に即して、計画をつくるというふうに聞こえてくるわけですけれども、市としてどういう方針で臨むのかと。まず、2点目。

それから、多分早期に入所をさせなければならない人というのは、病院に入ったり、いろいろしていると思いますけれども、その実態をどう捉えているのかと、お尋ねします。

農家の人们は、今、息子さんたちが家にいない人が多いんですね。家屋敷もでかくて田んぼもでかくて、片方が動けなくなれば農業もやれないと。片方の面倒を見ているうちに預金は使い果たすと。しかし、先ほど言ったように、生活保護の対象にはならないと。こういう生活に追い込まれている人们が結構いらっしゃるんですよ。それは皆さんも分かっていると思う。介護保険法は保険で、第2条には必要なサービスを提供しなければならないと、こういうふうになっているわけで、今の答弁ではちょっと問題だというふうに思いますので、先ほどの3点、どうなっているのか、お尋ねします。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 3点ご質問いただきました。

まず最初に、介護人材確保対策の取組についてのご質問です。

これにつきましては、委員から以前にもご質問いただいて、令和元年度に長寿社会課のほうで取組の項目を挙げたというふうに、私も把握しております。その際には、例えば早期に実現できるもの、それから予算確保が必要なもの等、いろいろな項目に分かれていたと思います。

ちょっと今日すみません、手元にそのときの細かい資料を持ってはいませんが、その中で、例えば永年勤続者の表彰とか、それから新規採用職員、介護職員の研修交流会というふうな部分がございました。これについては、なかなか市単独で行う場合と、それから行うにしても、表彰につきましては、社会福祉事業所、法人につきましては、現在、社会福祉協議会が主催して表彰、勤続何年という表彰を行つてはいるので、そちらのほうとのバランスをどう協議するかという部分で、なかなかそれから先に進んでなかつたというのが現状としてあります。

それからあとは、その表彰に合わせて新規採用職員との交流という部分があつたわけですから、これについても検討をどのようにするかという中で、現状としてコロナの関係もあって、そういうのが進まないでしまつたという部分がございます。

それ以外の事業につきましては、毎年挙げております人材確保対策事業ということで、初任者研修

助成とか、あと、今日お話ししています奨学金返済事業という部分がございます。

なかなか確かにアイデアを出したけれども、実際にそれが物になっていないというのはご指摘のとおりかと思います。こちらのほうとしては、必ずしもお金が、お金がというか、財政的なものではない部分として、先ほどお話ししましたように、広域での人材確保、これは奥州市に限らず、どの市町でも問題とはなっているので、そこで他市の状況を踏まえながら、まねるというか、参考になる部分があれば、それを取り入れていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、2つ目、施設整備の件につきましてです。

これにつきましては、私が3年前に長寿社会課に来て、そのときにはちょうど今の8期の計画策定の年でございました。その際に、従来ですと、施設整備は、こちらのほうで市が聞き取りを行った際に、その必要数に応じたような形で規模、計画があつたというふうに認識しております。

ただ、私が来た8期のときは、逆にほかの施設さんの方では、今は新規の特養の計画はない、どちらかというと現状をやっていくのが手いっぱいだというところが多かった中で、確かに、手挙げをしたのが1法人という状況ではありました。

委員からご指摘もいただいた中で、他市の状況を聞くと、必ずしも手挙げをした数だけを計画に盛り込むものではなくて、やはり必要数を盛り込んだ上で検討しているという自治体もございました。というのは、募集をかけて、ぜひ施設整備を手助けしたいというところがあれば、そういうところを取り入れるような形で枠というか、ある程度計画を立てる際に、そういうのも必要なのかなと思いましたが、ただ、盛り込めば当然保険料にも反映されてきますので、その辺はちょっと慎重に検討しなきやできないかなということで、9期はその辺も考えていきたいなというふうに思っております。

あと、施設に入らないで、病院の入院でいる方がいるということについて、どう考えているかということですけれども、実数値は私どもで把握はしておりませんが、確かに退院する、退院というか、状況について、市のほうに相談が来た場合については対応することになるのかなというふうに思っておりますが、実数については申し訳ありませんが、把握はしておりませんでした。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 今野です。

押し問答をいつまでもやっても仕方ないんですが、私が一番思いますのは、有料老人ホームがどんどん増えていっているんですよ。事業ですから、駄目だという話にはならないんですけども、本当に増えているんですよ。そういう中で、特養が増えない。今、皆さん、ちまたを歩いていての願いは、できれば自分の年金で入れる特養が欲しいんだと。そこに入りたいんだと。これにどういう手当てをするのかというのが、私は問われているというふうに思うんですね。

早期に入所させなければならない人がどうなっているか分からぬというのは、多分、答弁としては駄目だと思うんで、ちゃんと調べるべきだと思います。人数が多くても病院に入っている人も結構いるので、単純に必要絶対数ではないと思うんですけども、それにつけても、人口比からいっても、県内随一でしょう。ついこの間まで126人と言っていたんですよ。何やっていたんですかと言われるんだと思うんですよ。保険なんでしょう、何であれ。だから、そういう問題意識で取り組むのかと。

9期の策定に当たっては、そういう立場で臨むのですか。また4年後に今度300人になったという話をするのですか。責任果たしたことにならないんじやないかと思うんです。保険者なのだから。9

期の策定に当たっては、そういう立場でやっていただけますか。

○委員長（藤田慶則君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 待機者が非常に増えている状況でございます。今、課長からお話ししましたように、やはり待機者は解消したいのですが、ここは法人からの整備の計画をまずはお聞きしてというふうなことになると思います。

あとは、以前にもお話いただいていますが、年金で入れる特養というふうなことの整備で、多床室の整備というふうなことかと思いますが、やはり多床室ということで費用が低額で済むというような部分と、あとは個室では寂しいという方もいますので、多床室のメリットももちろんありますが、やはり今回のような感染症が流行しますと、非常に多床室では感染対策が難しいというふうな部分だったり、あとはプライバシーの関係とか、あと家族が訪問、なかなか多床室の場合にはしにくいとか、そういった、いろいろそれぞれメリット、デメリットがあるわけなんですが、そこは、そこも含めて法人のほうにはこの待機者の状況と、それから多床室をやはり望まれる方もいるというようなことも含めて、事業者の方にはお話をしながら、9期の計画に向けては整備が進むように取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 今野です。

保険者としての姿勢を示してほしいんですね。今までずっと、6期辺りからおかしくなってきているんですけども、それは施設側の事情も分かりますけれども、ほかの施設が増えているんですよ。だから、保険者としての責任を果たす立場で第9期をつくってください。そういうふうにしてください。いいですか。

○委員長（藤田慶則君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋利徳君） 待機者の解消に向けては、できるだけ解消が進むような形で進めてまいります。

○委員長（藤田慶則君） ここで昼食のため、午後1時5分まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

午後1時5分 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、福祉部門の質疑を行います。

2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） 2番宍戸直美です。

予算書の114ページ、民生費、社会福祉費のひきこもり対策連携事業委託料についてお伺いいたします。

この委託料に200万円の予算づけがされていますが、どのような内容で、どのような効果を狙っているのかをお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまのご質問、ひきこもり対策広域連携事業経費の部分のご質問で

ございました。

こちらのほうは、大人の方でも、いわゆるひきこもり状態、社会との関係性というのがなくて、自宅にずっと籠もりきりといったような方がいらっしゃるということが昨今問題になっておりまして、そういった方々の言わば社会参加あるいはその自立、そういったようなことにつながる居場所づくりというのを進めたいというふうに考えておりまして、今回予算を計上させていただきました。

実際には、他市でそのような居場所づくりの実績のあるNPO法人さん等の活動の例がございましたものですから、そちらを参考にいたしまして、事業委託をしたいなということで、そのNPOさんにご相談を申し上げて、見積りをさせていただいたもので今回計上をさせていただいているというものでございます。

事業の狙いといいますか、効果といいますと、居場所づくりとは申しましても、なかなか直接的にすぐ、そういったものを受けたから、じゃ、はい、行ってみましょうというふうにはなかなかつながりづらいのかなとは思うんですけども、やはりそういったことに悩んでいらっしゃる方々の言ってみればその接点といいますか、つながる場所ということで設けることができれば、例えばご家族の方の相談に応じたりだとか、あるいはもしかすると、実際に当事者の方も何かその現状に、何かしらの意欲、改善をしたいという意欲を持っていらっしゃる方であれば、そういった方々とつながることによって、要は社会とのつながりようが出てくるといったようなことをぜひ期待をしたいなというふうに思ってこれを開設したいなど考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

こども家庭課のほうでされています子ども・若者相談窓口事業やほっと・ひろばさんとの関係性についてお伺いいたします。

○福祉課長（千葉訓裕君） ほっと・ひろばのほうにつきましては、主に対象がいわゆる子どもさん、学生さんですかといったような方の不登校とか、そういったことで対応といいますか、状況にある方を想定した対応だというふうに聞いております。

私どものほうで今回行いたいなというのは、もちろんそういった方々が成長して年数を経て、要は社会人といいますか、大人になってというふうなことでもありますので、実際運用上で連携をしていくということは必要かとは思いますけれども、今回私どものほうで考えておりますのは、既にそういう状況にある大人の方、例えばご家族の生活費等支援を受けながら生活をされているといったような方でも、やはり何がしかの、先ほど申しました社会参加につながる居場所づくりというふうなことを通じての接点を通じて、何とか社会とのつながり、あるいは自立を促すにつながるというふうなことを進めたいということで行いたいというふうに考えているものでございます。

○委員長（藤田慶則君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

今、ひきこもりの当事者の方がやっぱり社会とつながる接点をということで支援ということで、そういった集まれるような居場所に来るのは、きっとひきこもりの状態をお持ちのご家族や、その周囲の友人等がそういった場所を求めていらっしゃるのかなというふうに思っていまして、もちろんそ

ういった支援も本当に重要なんですが、本当にひきこもり当事者の実際への支援というものも必要なような気がしまして、例えばなんですかけれども、今、福井県越前市や神戸市や、東京都江戸川区や福岡県では、DXを活用しまして、メタバースという仮想現実空間というものを活用しまして、ひきこもりの方の支援や、就労の支援や立ち直り支援というのも取組をされていますが、今後はリアルなところではなくて、そういう仮想的な空間の支援というのもひきこもり支援者にとって重要なのではないのかなというふうに考えますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまご紹介をいただきました仮想空間といいますか、ICTの活用といったことでの表現でも当たるかもしれませんけれども、確かに委員お話しのように、実際に居場所ということでの言わば物理的な制限といいますか、当然そこに自発的な何か意思なりお考えを持ってそこに関与する、ないしはその周りの方の支援を接点を設けるというふうな、つながるというふうなことというのは確かにあるかと思いますけれども、やっぱりひきこもりに実際にある方というふうに考えますと、今お話をいただいたように、いわゆるハードルが高い部分というのを一つ越えるいわゆるツールとしては、そういう仮想空間、ICTの活用といったようなことは確かに効果があるのかなと思ってお話を承りました。

具体的にまだそういうものを想定した、例えば何かその事業の中身というようなことを具体的にまだそこまで調整をしておるものではございませんが、今後そういう委託を想定をしておりまことから、そういう事業所さん等との調整をする中で、今お話しをいただいたようなものとかも一つのいわゆる、社会とつながるその言わば方法論、方法といいますか、そういうものとしてこれは検討してまいりたいなというふうに思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） ただいまのことについて、関連でお聞きいたします。

事業内容については分かりましたが、具体的に開設日数というのをどのように考えていらっしゃるのか。それから、開設する場所をどこを想定していらっしゃるのかお聞きいたしますし、それから今のご答弁の中で、ほっと・ひろばのほうは主に不登校というお話で今ご回答されたかと思うんですけれども、実際はニート・ひきこもりの方々への対策というのもやっておりまして、年代的な部分で、恐らくいわゆる中学校以下の児童・生徒に対しては不登校という、教育委員会がやっていて、いわゆる高校生年代に対しての不登校という表現、意味合いがあったのかなと思われるんですけども、実際問題は19歳以上の方々のニート・ひきこもり支援もほっと・ひろばさんのほうでもやられていたはずなので、改めてその関係性についてもお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 今、想定をしております日数ですか、場所とかという部分でございます。

日数というのは、参考にさせていただいております他市の状況で申しますと、いわゆる常設の形で、例えば週、第何水曜日とかみたいな形のものよりも、常設の形で開設をできないかというふうなもので実例がございましたものですから、そういう開催形態のほうが望ましいのかなというふうに思っています。これは実際にそちらを開設した場合にご利用される方々というものの、要はその受皿とい

いますか、そういったことになるというふうな観点から、要は飛び飛びといいますか、日時を固定したような形よりも常設のもののほうが望ましいだろうというふうなことから、そういうものを考えております。

それから、同様に場所につきましては、例えば集会施設みたいなところに日にちを特定して開設するということよりも、なるべくやはりハードルが低いといいますか、訪れるのにハードルが低いような場所というのが望ましいというふうなことでのお話は伺っております。

そういう意味で言えば、比較的公共交通機関がちょっと近いような、いわゆる市街地の中というふうなことが望ましいのかなというふうなことで考えておりますので、協議の中ではまだ場所については、具体的にここでというのは確定はしておりませんけれども、例えばメイプルとかみたいなことはその協議の中では話題には上っておりました。

それからあと、年代のことに関しては、今の委員ご指摘のとおりでございます。ほっと・ひろば、実際にはそれこそ不登校というふうな言い方でしたので、もっと狭い意味での世代というふうな言葉で本来は私、使うべきだったかもしれませんけれども、実態といたしましては、要は社会人となるような年代以下の方々で対応していただいているというふうな実例があるというのは私も承知をしております。

今回の私どもで考えておりますのは、既に一定程度の年齢を経たような方で、なおかつ先ほど言いましたように家庭の中でのひきこもり状態にあるような方というのが、結果として支援といいますか、そういったサポートから対象に今までなっていなかつた部分というのを、何とかこれを対応できるような仕組みをつくれないかということで考えておりますので、実際にはその運用をしていく中では、双方に連携をしながらこの事業展開をしていくということは当然必要だろうなというふうに思っておりまして、そのような方向で考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 日数や場所に関しては、まず分かりました。

その対象者に関してですけれども、私の認識が間違っている可能性もあるかもしれません、いずれ年代の差というよりも、学校にお世話になる年代を過ぎてしまった方々が不登校なり、ニート・ひきこもりというふうになってしまった場合、どうしても学校という公の機関から離れてしまうことによって必要な情報がご家族にも伝わらないという状況になっている。そのことによってせっかくのサービスが届かないというのは、現のほっと・ひろばでもそういうお話になっておりましたので、なかなか、ではどういったシステムでそれを周知するかというのは難しいところではあるかなと思いますけれども、せっかく新たにこのNPOさんの力を借りて運営なさることですので、その部分もご協力をいただいて、しっかり周知して、参加人数が増えるのがいいとは思いませんけれども、せっかくのものは使っていただけるように取り組んでいただけたらなと思いますので、その点お伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） ただいまお話しいただきましたように、そういう受皿があるというふうなことと言ったらいいでしょうか、そういう状態をつくり出すということがまず必要なのかなというふうに思っております。その上で、実際にそれがご利用いただけるかどうかということに関しまして

は、決して強制をするだとか、それを促すだとか、なかなかそのアプローチも難しい部分もあるかと思います。

先ほども申しましたように、ほかの市町村、自治体さんで実施されている例というときに、実績等もあることの団体さんを参考にさせていただいておりますですから、そういった取組も参考にしながら、今委員からお話をいただいたように、なるべくそういうものがあるんだよということを広く情報発信に努めて、例えばこういった場合には、先ほども話ありましたようにＳＮＳといったようなものの活用とかも非常に有効なのかなという、情報発信のツールとしては特に有効なのかなと思っておりますので、そういうことで情報発信に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 13番小野寺満委員。

○13番（小野寺 満君） 13番小野寺満です。2点質問いたします。

主要施策の26ページ、老人施設入所措置経費の養護老人ホーム費、1億6,700万円計上されまして、60人の方に対して対応するという内容でございますが、すみませんが、入所できる条件について説明をお願いしたいと思いますし、入所される方の負担というのはどのくらいになっているのか。

それから、現在、過去の資料を見ましても定数60人というのが人数出ておりますけれども、この中で待機者は現在いないのかどうかについて説明をお願いいたします。これが1件目。

2件目ですが、同じく主要施策の29ページ、敬老会等開催補助金、1,657万4,000円計上されております。これにつきましては、今年どのような方針で取り組む予定なのかお聞きしたいと思います。

といいますのも、敬老会の開催につきましては、地区の役員の方が高齢化になってきておりまして開催するのが難しいということで、水沢地区については町内会ごとにやりましょうというような、下ろされておりますので、その辺を見まして今回質問させていただきます。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 大きく2点のご質問いただいたと思います。

1つ目、養護老人ホームへの入所についてですけれども、こちらの条件につきましては、一般的には、自宅での1人での生活ができなく身寄りのない方が多いかとは思っています。ですので、個々の生活状況に応じて現状を確認した上で、措置入所の手続を取っている状況にあります。

負担金につきましては、これはそれぞれの年金とか、その収入の状況に応じてというふうになっておりますので、ここも条件としては収入に応じてという形になるかと思います。

それから、入所の状況につきましてなんですが、現在の予算につきましては、現状としては、今年1月1日現在の入所者を基に算出しているところでございます。それで、入所の予定が60人を一応基本に試算はしておりますが、それで、現在の入所の待機者については、現状としては待機者はいない状態ですが、昨年の状態ですと、空きのほうがどちらかというと多くて、それで1施設につきましては空床が多いということで入居数を減らしたというのが今年4月1日現在でございました。

減らした状況で、現状としては、直近ですと、まず今のところは待機者がいない状態ですけれども、空きもほぼないような状態になっております。今後、その入居状況を見ながら、場合によっては待機が出てくる可能性もあるかとは思いますが、現状としては今のところはないという状況です。

それから、2つ目、敬老会の在り方についてになります。

こちらのほうにつきましては、それぞれの地域に敬老会の実施に当たっての補助金を交付している

状況でございます。その開催の方法につきましては、それぞれの地域によっての取組方法が異なっておりますので、例えば大きく地域で開催するところもあれば、行政区単位でやるところもあるというような状況になっております。そこはそれぞれの地域の取組の方法によって、市としてはこのような形でやってくださいということではなく、1人当たり810円の経費を補助するという形でお示ししておりますので、あとはそれぞれの地域が例えば一堂に会してやるか、それとも昨年度あたりですと、コロナ禍もあって、対象者を限定して、例えば米寿とか、あとは百寿とか、喜寿とか、そういう区切りの人たちだけを集めてやったというところもありますので、その開催方法についてもそれぞれの地域によって異なっております。

特に昨年度、令和3年度は、ほとんどところがまず集めての敬老会は中止、ただし、敬老のその補助金をもらって該当者に記念品を配ったりという状況がございましたが、今年度、令和4年度は、地域によって開催方法は違いますけれども……、ちょっとお待ちください。水沢、江刺、胆沢につきましては、集めて地域で行ったという事例がございますけれども、前沢と衣川につきましては集めての実施はなかったというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 13番小野寺満委員。

○13番（小野寺 満君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

ちょっと確認ですけれども、最初の老人施設の入所の関係ですが、そうしますと、入所される方で、収入の状況なんですけれども、負担金ゼロでも入られている方がいるということでよろしいんでしょうか。そういう方がいらっしゃるかどうか。

それから、昨今、人口が減少して、農村部では独り暮らしの方が大分多くなってきてているということで、老人ホームに入りたくても入れない状況が現在多く見受けられてきたわけですけれども、そういう方についても、該当すればこの施設に入所できるということの理解でよろしいんでしょうか。それ以上の何か特別な条件とかあるのでしょうか。先ほどは、独り暮らしで自宅にいる方と身寄りがないということの説明だったんですけども、息子さんとかが遠くにいるとかという場合はもちろん該当にならないということでおよろしいんでしょうか。

あと、それからもう一つ、敬老会のほうですけれども、いずれ、課長よりいろいろな案的な、実際にもやっている、敬老会に代わるお祝いをする回答が今紹介されたわけですけれども、いずれ、全体的に見てお世話する人も大分高齢になってきており、ここで敬老をお祝いする気持ちには一切変わりありませんけれども、そのやる方法をもう少し検討する時期に来ているのではないかなど思いますので、それについて見解をお願いしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 3点ご質問いただきました。

1つ目の負担金がゼロの場合もあるかという部分ですけれども、これは収入に応じてということでございますので、当然、負担金、収入ない方ですと自己負担がないという場合もございます。

それから、2点目、ちょっと私の説明が足りなかつた部分があるかなというふうに思います。独り暮らしの場合で、自立して生活ができない、例えば障がい、障がいにはいろいろあると思いますけれども、例えば自分が家事をしたりとか、あと身の回りの世話をすることができないような、金銭管理もできないとか、そういう方々がどちらかというと対象となっております。

それから、3つ目の敬老会の実施方法ですが、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、地域によっての開催の方法が異なるという部分で、大きく一か所に集めてというのが難しい状況がある地区もございますし、そういうときにはさらにもっと細分化して、行政区ごとにやるとか、そういう部分で、どちらかというと、単体でやるというよりも、地区振興会とか、そういうような福祉部門が音頭を取ってやっているというのが地域によっては多いかなというふうにも思っております。

こちらのほうとしては、開催方法につきましては、やはりそれぞれの地域性がございますので、地域によっては、例えば、コロナ禍で最近はなかったんですけども、会場を借りて、そのためにはちょっと費用もかかるので、参加費を取ってやっているという地区もございましたし、ある地区では地域で敬老を祝おうということで、その敬老会に対しての寄附というか協力金をもらってやっているところもございました。

ですので、この辺につきましては、今のところはまだ地域でいろいろなアイデアを出しながら実施しておりますので、それを支援するような形で市としては補助金を出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） 8番東です。

ただいまの13番委員の敬老行事の部分について、関連してご質問いたします。

ただいまの答弁で、今回の補助金は810円ということがご答弁ありましたが、これの推移、この何年間の推移、多分この補助金も行財政改革の一環の中で減らされていることが想定されておりますけれども、その推移についてまずお尋ねいたしますし、それから先ほど課長のご答弁の中では、いろんな形態があるということで、地区振興会、行政区、様々あるということでしたが、そうなりますと、この交付先もそれぞれの自治体に個別にかなり行くと。結構な件数、事務処理も大変なのかなと思うんですが、例えばこれ、社会福祉協議会なんかを通してやるのか、市が直接実施団体に交付するのか、そのあたりをお尋ねいたします。

それから、3つ目、先ほどのやり方の検討ということについては、実は私もそのように思いまして、先ほどのご答弁の中の最後のほうで、ある地区では会場を借りてというご答弁もありました。まさにこの部分について、むしろ推奨するというか、背中を押すようなことはいかがか。

というのは、今コロナ禍で観光関連施設、特にこの大きな宴会場を持っている施設が大変苦慮されておりまして、法人も最近は本当に大規模な大人数を集めてやるのもなくなってきて、施設がいわゆる閑古鳥が鳴いているような状態がございまして、こういった観点からすれば、単なる福祉の政策、敬老という部分のみならず、地域経済のこと等も考慮しながら、そういったことに対する支援といいますか、形に切り替えられるところはどうぞ切り替えてくださいみたいな形で背中を押すようなこともいいのではないかというふうに思うんですが、ご見解をお伺いします。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君） 3点ご質問いただきました。

1つ目、敬老会の補助金の推移につきましてになります。

現在の1人当たり810円の補助につきましては、これは令和3年度から同額としてきております。ですので、令和3年、令和4年、それから今回、新年度予算に載せている令和5年の金額が810円と。

それまでは、合併時に1人当たり855円という設定がございました。それで、合併時から令和2年まで同じ金額で来ましたが、先ほど委員お話ししましたように、令和3年度に様々な補助金等の見直しで、行政改革によって5%削減ということで、この敬老会の費用についても5%削減して855円から810円にしたという経緯がございます。それ以降につきましては、福祉部の予算の枠内で何とかこの金額を維持したいということで、810円を今回も計上させていただいた状況となっております。

それから、補助金の交付先につきましては、実は令和2年度までは交付先が、水沢と、それから江刺につきましては社会福祉協議会が窓口になって、社会福祉協議会が取りまとめをして一括して市に補助金申請を出しておりました。ですが、社協さんにとりましては、事務は受けているけれども、結果的に事務的経費も補助を受けているわけではなくて、事務を厚意でやっていただいていたような状態でしたので、社協さんからは直接市のほうで窓口になってほしいということがありまして、令和3年度から市が直接補助金の交付を受けるような方法に変えております。

それから、3点目、会場を借り上げてやる方法を推奨してはどうかというお話だったかと思います。

これにつきましては、やはり現状の810円という補助金の範囲内で会場を借りてやれるかというと、やはり難しいのかなという部分があるかと思います。先ほど申し上げました会場を借り上げしているところにつきましては、お話ししたように、参加者から実際負担金を取っているというところもございましたし、あともう一か所では、地域でその会場を借りるために1戸当たり幾らを集めてやっているというのが現状となります。

ですので、会場を借りてまでやるとなれば、やはり新たな地域なり個人負担を強いることになりますので、なかなかその辺は難しいものかなと。やはり地域のもの、地域にある施設を使った場合にはそういう部分が発生しませんので、できればそういう形で、市としては現状のままが地域でやる場合にはいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 8番東隆司委員。

○8番（東 隆司君） 前段のほうは分かりました。

最後のところ、確かに、課長答弁のとおり、ご負担を伴う、全くそのとおりです。ですが、これ、もし可能であれば、当然、実際やっている地域、もっと言いますと参加している敬老会の対象者の方のご意見など聞いていただければ分かると思うんですが、大変好評だというふうに私のところには聞こえてきております。

というのは、やはり例えば1,000円とか2,000円とか負担したとしても、かゆいところに手の届くじゃないですかけれども、例えば少し段差のあるようなところでもちゃんと迎えに来ていただいたらしく、それから会場は椅子、テーブルで冷暖房がちゃんとあっておるとか、様々なやっぱり施設を使うことのメリットも相当ございます。それに対する負担としてそれが1万円、2万円とかとなれば、これはまたちょっとさすがに考えるところでございますが、本当に1,000円とか2,000円という部分であれば、十分に喜んでいただける。これは一石二鳥なんですね。一つは、先ほど言ったコロナ禍で大変な思いをされている事業者の支援という形にも結果なりますし、何よりも高齢者の方々にとっていいということと、支える側が不足という、先ほど13番委員からもありましたけれども、そういったところへの解消にもつながるというふうに考えますので、改めてもう一度ご見解をお伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千田長寿社会課長。

○長寿社会課長（千田嘉宏君）　ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

実施についての手段としては、非常にやはり参加する方とか、あとやはりそれをお世話する人の負担が少ないとということ、それからあと、地域でやることによって施設を活用するという部分は非常にいいのかなというふうに思います。その実施方法については、こちらのほうで新たな費用負担というのは難しいわけですけれども、その地域で方法としてこういうのがありますよということはお知らせすることはできるかなと。ただ、その実施方法については、あとはその地域の敬老会を実施する組織で判断していただくことになるかなというふうに思いますので、状況については何らかの形でお知らせしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君）　20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君）　お伺いします。

主要施策32ページ、地域生活支援事業経費に関わって、地域生活支援拠点等についてお伺いします。

障がい者の重度化・高齢化に伴って、親亡き後の体制づくりが求められています。奥州市としては、令和5年度末までに1か所設置することとしておりますが、今現在の状況あるいは令和5年度どのように取り組むのか、この点についてお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君）　千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君）　地域生活拠点の整備といいますか、それに関するご質問でございました。

障がい者の地域生活拠点の整備に関しては、従来から地域自立支援協議会、通称自立協の中で事業者部会の中でその対応の方法等を検討してまいりまして、これまで拠点に関する整備に関する検討委員会を自立協の中に設置をして協議を進めておりました。

この中では、皆様、参加いただいている事業者さんも含めて、一応方向としましては、既に有しているいろいろな機能を連携をしながらサービス提供できるような面的な整備というのを進めたいということでございまして、地域生活拠点に求められておりますその相談支援ですか、それから緊急時の受入対応、体験の場の提供ですか、そういったようなものを、今申しましたようにその連携の中で既に利用している利用者様のそれぞれの協力の中でこれを実施をしていこうという方向で一応お話しをしております。

自立協の中での協議につきましては、今月中にいわゆる協議の場を再度設けまして、その検討委員会で検討いたしました素案の審議をすることになっておりますので、それらがまとまれば、今度新年度になっては、市におきましては、それらを事業として実施するためのいろいろな、さらに例えば予算が必要になる部分があるかとか、そういったような検討とか、それからあと、例えば緊急時の受入れの部分等になりますと、実際にそういったことに協力をしていただける事業者様の言わば協力といいますか、申出が必要になってまいりますので、そういった事業者様の募集とか、そういったものを令和5年度中に進めてまいって、何とかその整備の実現をしたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（藤田慶則君）　9番小野優委員。

○9番（小野 優君）　9番小野です。1点お伺いいたします。

予算書111ページからの社会福祉総務費に関わってお伺いいたします。

今日の冒頭の部長の説明にもありました現在進行中の第3期奥州市地域福祉計画の中にある重層的

支援体制の整備について、具体的な取組としては、相談支援が4年度から、参加支援、地域づくりに向けた支援については5年度から支援開始と記載されておりますが、この重層的支援体制の整備に関する現状や進捗についてお尋ねいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 今のご質問の部分でございますが、現在の状況ということで申しますと、国の方から示された計画というか方針を基に、今、地域福祉計画の中でその項目を設けたということでございまして、それらを踏まえて、いわゆるサービス提供とか相談支援、市の方での行政に関わるような分野と関係のないところ、部署との内部の協議というのを今進めているところでございました。

その中で、例えば最終的に市として実施計画をつくって事業実施をしていくというふうな形を取りますと、例えば国からの交付金等の利用等も考えられることから、そういうことを可能にできるような既存の事業の見直しですか、関係課の連携をした上で対応というようなことを具体的に協議をしてまいりたいなということでお考えおりまして、新年度においては、例えば関係するところに併任発令をするみたいな形で内部調整をしながら協議を進めてまいりたいなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 整備の取組がまだまだこれからというお話をされたけれども、あとは実際の協議が始まっている実施計画の策定を待つしかないのかなとは思いますが、1点、相談支援の内容として国から提示されているものに、必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施というふうに書いてあります。

ですので、このアウトリーチ、こちらから出向いて対応しなきゃならないわけですけれども、そうしますと、まずはその出向く先といいますか、対象者の把握をまず第一にする必要があるのではないかと考えますが、この把握について、現状、もし何かしら、協議が始まっているということでしたので、どういったケース、どういったパターンを想定されているのかお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉福祉課長。

○福祉課長（千葉訓裕君） 関係する、いわゆる従来からの言わばそういう支援の、福祉サービスの支援の対象ということでいいますと、例えば高齢者の方ですとか、それから障がいのある方あるいはその子どもさんといったようないろいろな方が想定されます。基本、先ほど府内連携でと申しましたが、そういうわゆる対象者の言わば情報共有といったようなことも含めて連携をということでございます。

例えば当課で言いますと、例えば障がい者の方とかの窓口、隣の長寿社会課では高齢者の方というふうなことがあるわけなんですけれども、そういうところで、例えば何がしかの支援が必要だ、あるいはご相談があった場合というふうなものの情報を、その重層的支援体制整備をする中の、その中で、これも計画の中ではその調整をというふうになっている部分ですけれども、その調整のための会議といいますか、府内体制を整えるというふうなことが要件としてございますので、そこの中で得られた情報を共有していく。で、必要あれば、先ほど委員のほうからお話をありましたいわゆるアウトリーチと言われる、こちらのほうからそういう対象の方に出向いていってサービスをするというふうな

ことの対象者の把握といったようなものも、そういう関係する業務を持っている部署の連携の中で把握をしていく対応していくというふうなものが想定をされております。これを先ほど申しましたように、まずは府内体制を整えるためにというところからスタートしてまいりたいという状況でございます。

○委員長（藤田慶則君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤田慶則君） 以上で、福祉部門に係る質疑を終わります。

説明者入替えのため、午後2時まで休憩をいたします。

午後1時43分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開いたします。

次に、健康こども部門に係る令和5年度予算の審査を行います。

予算の関係部分の概要説明を求めます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聰君） それでは、健康こども部が所管いたします令和5年度一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の概要について、主要施策の概要によりご説明いたします。

初めに、健康こども部所管事務における現状と課題認識についてであります。

子育て環境の充実につきましては、核家族化が進み、コロナ禍においてますます地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備が喫緊の課題となっています。

この課題解決のため、市では、令和6年度のこども家庭センターの設置に向け、令和5年度中に、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない包括的な支援体制づくりに取り組んでまいります。

また、高校生までの医療費の無償化を基本となる取組に据え、妊産婦への交付金制度や相談体制強化により、子育てを楽しいと感じられるような取組を進めてまいります。

さらに、保育士不足の解消が課題である中、当市においても年度途中に待機児童が発生しておりますが、奥州市立教育・保育施設の統廃合ロードマップに基づく公立施設の再編を推進し、適正規模による教育・保育の提供に取り組んでまいります。

健康づくりの推進につきましては、疾病の予防と早期発見、早期治療、早期の生活改善が必要であることから、各種健診の受診率向上対策が急務であります。検診の申込みによる住民ニーズの把握や検診日程を増やすなどの体制の見直しにより、より受けやすい健診の実施、きめ細かい対応に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国は、今年5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行する方針を示しました。これに伴い、今まで行っていた政策や対応の見直しについて、現在、検討や調整が進められています。

本市においても、国・県と歩調を合わせ、5類への移行に伴い変更される内容の周知に努めるとともに、新たに感染拡大の波が生じるおそれもありますので、当面の間は警戒を緩めることなく情報の

収集・発信に努めてまいります。

今後予定されているワクチン接種につきましては、国の動向を注視しつつ、岩手県と連携し、奥州医師会の協力をいただきながら円滑に実施できるよう努めてまいります。

以上のような現状認識と施策の展開の方向性を踏まえ、令和5年度において当部が重点的に取り組む施策や事業を主要施策の概要でご説明をいたします。

初めに、一般会計からご説明いたします。

主要施策の概要24ページをお開きください。

女性支援事業経費ですが、今回、事業名を従前の婦人保護事業経費から変更をしております。

ずっと飛びまして、40ページをお開きください。

総合戦略子ども医療費支給経費でございます。令和5年8月診療分から実施する小中高生等の医療費の無料化のため、保険診療の一部負担金の給付事業の経費を追加する分として4,500万円となっております。

飛びまして、42ページになります。下段でございます。

子どもの権利推進事業ですが、昨年度までの2款少子・人口対策事業経費から3款に位置づけたもので、奥州市子どもの権利に関する条例等に基づき、子どもの権利に関する情報の発信、啓発等を行う経費で32万7,000円となっております。

飛びまして、45ページになります。下段です。

放課後児童健全育成事業経費ですが、保護者が昼間家庭にいない児童が放課後を安心して過ごせるよう、放課後児童クラブを実施するための経費として4億879万6,000円となっております。

飛びまして、47ページになります。

保育所保育事業経費ですが、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童を保育所に入所させて保育するため、私立施設への保育所入所委託等の経費として16億7,462万5,000円となっております。

続きまして、48ページでございます。

児童手当経費ですが、子どもを養育している方々に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資する経費として14億8,373万8,000円となっております。

続きまして、49ページになります。

子ども・子育て支援事業経費ですが、子どもの健やかな成長のための私立認定こども園等の運営に係る経費として25億6,152万2,000円となっております。

飛びまして、51ページになります。

上段、認定こども園施設整備経費ですが、江刺東地区に令和6年10月に開園を予定しております認定こども園を整備するための経費等として5億1,417万円となっております。

飛びまして、54ページになります。

下段ですが、保健衛生総務費のうち、総合戦略事業、不妊治療助成事業経費として530万円となっております。

続きまして、55ページになります。

母子保健推進事業経費ですが、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、必要な支

援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を充実し、健康診査・健康教育・相談等を通じて適切な保健指導を行い、切れ目のない支援を実施するための経費として1億5,202万5,000円となっております。

そのほか、56ページ、総合戦略事業経費として、安心して出産・育児ができる支援体制確保のため、産後ケア事業や妊産婦応援給付金、ハイリスク妊産婦アクセス支援等の経費として4,239万6,000円となっております。

飛びまして、59ページになります。

地域医療推進事業経費ですが、未来枠として、衣川地域における遠隔診療サービス等の実施に係る経費として5,521万9,000円となっております。

飛びまして、61ページとなります。

予防接種事業経費のうち、コロナ対策分、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保のための費用として8億3,499万6,000円となっております。

続いて、62ページになります。

保健対策推進事業経費ですが、各種がん検診事業に係る経費やがん患者医療用補正具購入費の助成、骨髓ドナー支援事業費補助金などに係る経費として1億5,759万6,000円となっております。

以上が、健康こども部に係る一般会計予算の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要についてであります。

最初に、事業勘定になります。

主要施策の概要、151ページをお開きください。

一般被保険者療養給付経費ですが、医療費のうち、一般被保険者の自己負担分を除いた法定負担分の費用で66億5,396万9,000円となっております。

続いて、152ページ、一般被保険者高額療養経費ですが、一般被保険者の自己負担限度額を超えた支払額に支給する経費として9億3,358万4,000円となっております。

続いて、153ページでございます。

2段目以降は、県への納付金に係る経費でありまして、一般医療給付費分、後期高齢者分、介護分の3区分となっております。

続いて、154ページ上段になります。

特定健康診査等事業経費ですが、疾病の予防、早期発見、早期治療等のための特定健診の受診者負担金の無料化、特定健診対象年齢前の30代健診の経費などとして1億2,789万9,000円となっております。

続きまして、直診勘定についてであります。

主要施策の概要、156ページをお開きください。

一般管理経費ですが、旧米里診療所を中心に、江刺地域の梁川、伊手、大田代への移動診療車運行に係る経費として1,271万4,000円となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてであります。

主要施策の概要、157ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金ですが、徴収した保険料などの岩手県後期高齢者医療広域連合への納付で14億4,852万1,000円となっております。

最後に、周産期、子育て支援に係る事業につきまして、親子みらい応援事業という形で一覧にまと

めて配信をさせていただいております。

妊娠前、妊娠中、出産後、育児期、それぞれのステージごとに用意しております事業について、経済的な支援、相談、教室などにまとめましたので、参考にしていただければというふうに思います。

子育て世帯の多くが子育てが楽しいと思えるような環境づくりができるよう、今後も子育て世帯や子育てを経験された方々からの声を聞きながら、国・県と連携し、更に充実に努めていきたいというふうに思います。

以上が、健康こども部所管に係る令和5年度の予算の概要であります。よろしく審議のほどお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（藤田慶則君） 執行部側にお願いいたします。

答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

23番中西秀俊委員。

○23番（中西秀俊君） それでは最初に、主要施策156ページ、国民健康保険特別会計直診診療管理費1,271万4,000円に関わって、1点お伺いをさせていただきます。

これについては、2017年4月から江刺地域、中山間地4つの地区の移動診療車が始まっています。合併以来、診療所を活用して、さらには6年前から診療車を活用しての切れ目ない支援をいただいているところでございます。

そこで、移動診療車に関わっての現在の状況について、今後の取組について、例えば1つ目に巡回診療日について、診療科目について、診療体制について、地域の患者の推移、そして再編方針について、もし区切ってお話しitなければと思います。

先ほども言いましたけれども、江刺東部地域、へき地医療提供体制の維持の観点から、本当に設置していただいて、観光圏域の中でも人口減少・高齢化が最も著しい地域であることも踏まえながら、引き続きへき地医療提供体制の維持・継続の取組を強く願うところでもあります。

江刺東部地域の診療車に、巡回診療については、現在は奥州病院の協力をいただいて今日を迎えております。そんな観点から先ほどの5点を質問いたします。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、江刺地域に配車しております移動診療車の状況についてということでご答弁いたします。

まずは回数でございますけれども、これまで梁川地区は月3回、それから伊手、米里、大田代地区については月2回というのを基本に配車、運行してございます。

利用状況につきましては、年々やはり高齢者の方がほとんど利用されているということで、いつも慢性的な疾患のある方がお薬をもらいに利用されているという方がほとんどであります。時期によりましては、インフルエンザの予防接種の時期、11月、12月、その辺りについては地域の方も予約をされて、予防接種を受けているという状況がございます。

利用状況ですけれども、梁川地区の令和3年度の利用実績ですけれども、2.7人、それから伊手地区は2.05人、米里地区は2.14人、大田代地区は0.7人という状況になってございます。やはりこの利用状況につきましては、年々少しずつ減ってきてございます。さらに、コロナということもございまして、ここ2年ぐらいは以前よりも利用状況が少ないという状況、一時的に落ちましたけれども、利

用されている方が再度また戻ってきているという状況がございます。

診療科につきましては、内科の診療を維持してございます。地元からは、例えば眼科とか、目のほうですね、あと膝が痛いとかそういった部分で外科の先生にも診てもらいたいなというような地域の声はございますけれども、やはり奥州病院の先生に委託しております、総合的に見ていただける内科を維持しているという状況でございます。

今後の取組でございますけれども、まずは今年度、この地区に配車する回数の予算はこれまでどおり維持してございます。状況を見まして、今回、奥州病院さんのほうから、やはりコロナの関係で院内での感染が拡大したり、あるいはドクターがなかなか急に派遣できなくなったという形で、急遽、診療日を休診させていただきたいという回数も今年度は結構ございました。

そういう状況も踏まえまして、新年度、診療回数について奥州病院さんとご協議しながら、地元と協議した上で配車、運行してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 23番中西秀俊委員。

○23番（中西秀俊君） ありがとうございます。新年度も、来年度も継続して執り行つていただけるというお話を今いただきました。

それで、一番これからも課題となる部分が患者の減少だと思います。これが一気に増やせるか、増えていくか、右肩上がりになるかというと、ともすれば難しい状況だと思います。ともすれば、お亡くなりになるまで元気であれば、免許を持ち続けて、自分の足でかかりつけ医に向かっていくという方々も多くいる状況であります。

そういう中で、令和3年9月の新市立病院特別委員会の会議録を目にいたしました。そのときに、会議録の中には、今後も県立江刺病院や地元医療施設との理解、協力を得ながら、継続して実施してまいりますという回答も目にいたしました。

再編を含めて、今後の取組についてもしお答えいただければ、お示しいただければ伺いたいと思います。この後、医療局があると思うんですけれども、市立病院との関わりも、今、奥州病院さんの状況を伺いますと、市立病院の関わりも大きくなってくるのではないかなど自分なりに思うことからお伺いしたいと思います。

あとあわせて、施政方針なり市長のほうから、現状を踏まえつつ、将来的に未来投資枠にも盛り込まれる車両を活用したオンライン診療、モバイルクリニック、遠隔診療サービス事業にも広域的な取組を目指していくことをお話しも伺ったような気もいたしますので、その辺も併せてお伺いできればと思います。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 再質問にお答え申し上げます。

今後の考え方、取組方針ということでご質問いただきました。

まずは、今回、江刺地域に運行しています直営診療所の移動診療車につきましては、現状をまず維持してまいりたいというふうに新年度は考えてございます。

その中で、一般質問でもご答弁ありましたけれども、衣川地区に配車計画しておりますモバイル診療、ここを今回新年度の予算で予算立てたとして、実証実験まで今年度進めたいという計画で現在進めようとしてございます。

そうした中で、毎年、地区に私ども、診療状況の利用状況も含めて各地区センター、振興会の役員の皆さんとお話しする中で、非常に衣川に導入しようとしていますモバイル診療に高い関心を持っている地区もございます。そうした中で、梁川地区になりますけれども、お隣の北上市の口内まで、口内トンネル越えたところにはもう北上市の移動診療車が来ているんだよということ也非常に関心が高いという状況がございました。

そうした中で、振興会の役員さんの中には、江刺にもぜひモバイル診療を、衣川の実証実験を踏ました上でこの地区にも運行できれば、利用者の家の近くまで、今は地区センターに配車してございますけれども、そういう運行ができないものかといった要望といいますか考えもありましたので、より利用者に近いところでの診療が可能なのかどうかというところも含めまして、今後、衣川で実証実験した結果を踏ました形で江刺にも横展開できるかどうかということを地元と検討しながら、あるいは奥州病院さんと協議してまいりたいと考えてございます。

市立病院との関係性でございますけれども、今回、改革プランといいますか、新たなプランといいますか、現在策定中という段階でございますので、現在は、以前は水沢病院の先生が派遣という時代もございましたけれども、なかなかドクターの派遣というのは難しいという状況でございますので、現在委託しております奥州病院さんと連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（藤田慶則君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 18番廣野富男です。

この部分で、奥州金ヶ崎地域医療介護計画の中で、こういう表現しております。医療の充実、へき地医療など、多様な医療ニーズの対応が求められているということで、その中では診療所増設の検討を考えられているというふうに私、受け取ったわけありますし、あと過疎計画の地域医療の中では、郵送するなど地域的格差を是正するための診療所との医療提供体制の充実を図るという文言がございます。

確かに、モバイルクリニック診療については大変期待をするところではありますが、現状から見ると、米里、伊手、大田代、梁川、このエリアだけで過疎地の診療体制をしていくのか、江刺地域はさらにその人口減少が進んでおりまして、その地域を拡大しながら進めていくのか、その辺もモバイルクリニックを導入する際に東部地域の診療体制について検討されるのかどうか、その点お伺いをいたします。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） ご質問にお答えいたします。

まずは現在、江刺の4地区に移動診療車を配車してございます。この移動診療車につきましては、これまで合併以前から4地区にへき地診療所として地域の医療を支えてきたという歴史がございまして、この4地区についてはへき地診療という位置づけで現在も運行をしております。

そうした中で、ご質問いただきましたように、ほかの地区での運行はどうかというご質問もいただきましたので、まずこの4地区、へき地診療という中で、モバイル診療がどういう形で導入できるかどうかということも含めて、そういう衣川での実証実験を踏ました上で横展開がどこまで拡大できるかというところを今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 18番廣野富男委員。

○18番（廣野富男君） 非常に期待をしておりますが、先ほどの答弁の中で、内科の部分については対応できるけれども、眼科、整形というんですか、外科ですか、の部分については対応しかねるということですから、利用の患者さんは、当然、江刺病院あるいは水沢地域の医療機関を使うと。この患者さんたちのフォローをどうするのかなと心配をしておりますし、あわせてそのモバイルクリニック診療が、これ遠隔医療ということになるのか分かりませんが、だとしても、これは直診でなさそうですから、月に何回かは直診、診療しなくちゃいけないわけですね。なかなかその公共交通もままならない方々の交通手段、交通格差をどういうふうに医療とセットで考えるのかというのが今後の課題になるのかなというふうに思っております。そこら辺、もし現時点で考慮されている部分があればお伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聰君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今の内科のみならず、眼科、整形等にかかっている方という方のお聞き取りをすると非常にいっぱいいらっしゃいまして、やっぱりそういうのもできたらいいなというお声は聞いております。もしモバイルが実現する中で、どういうところで広げられるのかというのは、将来的な期待としてはあるかもしれませんけれども、なかなかそこを診療科をいきなり増やしてというのはちょっと今の段階では難しいかなと思っております。

現状では、地域公共交通をうまく拡大する中で、何とかそういった足のない方々へのフォローしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。なかなかその利用する方が増えないという実情、その地域にお聞き取りをすると、何だかんだいっても、その病院に行くことだけが目的ではなくて、やっぱり町に行って買物したい、それもついでにやりたいのだという声が多くて、一概に全ての人たちをそういった地域医療のほうに向けることはなかなか難しいのかなと思っていますけれども、今、いずれ、お話をありましたそういった足の拡大の部分でありますとか、あるいはその診療科目を今後そういった技術を使っていく中で増やせるかどうかということについても検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 16番瀬川貞清委員。

○16番（瀬川貞清君） 16番瀬川貞清です。

主要施策の概要34ページの一番下、未就学児均等割保険料拠出金に関わってお伺いをいたします。

国は今年度から、就学前の児童の国保均等割を国負担で進めることになったのですが、私はちょっと誤解をしておりまして、全額国庫負担でいくのだと思いましたところ、国・県合わせて4分の3相当の公費負担分を含んで繰り出すということで、国・県のほかに市のお金も繰り出すという中身になっているのですか。そういう解釈でよろしいですか。

そうしますと、ここの実額はどのくらいになるのかをお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 暫時休憩をいたします。

午後2時34分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時35分 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開をいたします。

菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 申し訳ございません。

まずは、市の負担分が、国・県の負担も含めまして、実際市の負担は幾らになるかという部分でございます。

市が4分の1になりますので、およそ74万2,000円という負担額がこの新年度予算の中で未就学児の部分で金額となります。

○委員長（藤田慶則君） 16番瀬川貞清委員。

○16番（瀬川貞清君） 私どもは、一般質問でも取り上げましたが、子ども全体、18歳までの均等割の減免というのを主張してきたわけありますけれども、未就学児の必要額は、そうしますと、約300万円で国・県・市の負担の合計という理解でよろしいでしょうか。ということは、私の理解は、それぐらいの金額であれば、この未就学児の均等割は全額減免するということをまず第1段階としてやったほうがいいので、やってもらいたいというふうに思うん就可以了けれども、所見を伺います。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） すみません、ただいま手元に資料を準備はしておりますけれども、ちょっと手元にございませんので、後ほどご答弁申し上げたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（藤田慶則君） 16番瀬川貞清委員。

○16番（瀬川貞清君） 私は単純な話かなと思って今提起をしているんですが、国の負担が148万4,000円で、県の負担が74万2,000円と、市の負担が74万2,000円、これが半額助成に係る費用の全額ではないですかということを聞いているんですが、そうなれば、同じ額を市が独自に拠出すれば就学前の均等割は免除できるのではないかということを提起するのですが、私の資料の見方は間違っているのですか。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 今、瀬川委員さんからの計算に基づいて、考え方はそのとおりでございます。こちらでちょっと人数から算出した金額がございまして、その2分の1の金額を296万9,000円というふうにこちらでは見込んでございます、影響額としてですね。その分を負担すれば2分の1ではなくという形になります。

○委員長（藤田慶則君） 16番瀬川貞清委員。

○16番（瀬川貞清君） 問題は、それくらいの額ですから、直ちにこの均等割の分を100%減免したらいかがですかということについての見解を求めております。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 今議会の一般質問でもこの件に関してはご質問いただきました。現在2分の1の未就学児の負担について、拡大、例えば高校生までに拡大できないかというご質問の内容で一般質問でいただきました。その際には、県の広域化が始まっておりまして、独自の拡大については難しい状況ですということでお答え申し上げてございます。

一般質問で答弁したとおり、現在は2分の1の負担の分を高校生まで拡大というところは難しいという状況は変わりございませんので、独自の拡大は難しいと判断してございます。金額はこのとおり、

それほど基金の状況とかに比べれば負担ということはございませんけれども、県の事務の統一、広域化、そういう観点から、市独自での拡大については難しいというふうに判断してございます。

○委員長（藤田慶則君） 16番瀬川貞清委員。

○16番（瀬川貞清君） 述べている趣旨は理解しますが、今の答弁の中で、高校生まで半額になっているという事実はありません、均等割がね。均等割は、未就学児に対して国が半分補助をしているというところで、未就学児の残り半額をやるべきではないかということを主張して、一般質問では全体の、高校生までの均等割の減免をすべきじゃないかということを主張していたわけあります。

これ以上は答弁が進まないと思いますので、主張して終わります。

○委員長（藤田慶則君） 27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 1点は、今のことに関連して……、27番今野です。

国保の県下統一の問題で、ぜひ県で主張してほしいんですね。要は医療施設、医療費、県内ばらばらです。これを単純に統一するというのは無理があります。保険料でも大きな違いがあります。この間、皆さんの努力いただきまして、奥州市はちょうど平均値にありますけれども、沢内村とか、安いほうはどこだろう、ちょっとと思い浮かびませんが、とんでもない保険料の差があります。それから、そのエリアにある医療機関が全く違います。そういう点では、今、強引に統一することはやめるべきだと思いますし、県の担当者も無理だと言っているのですから、今焦って統一する必要性は私はないというふうに思いますので、ぜひそういう立場で論陣を張って欲しいというふうに思います。まずこの点。

2点目は、主要施策の59ページ、今話題になっておりましたモバイルクリニック事業の5,500万円、これの中身についてお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聰君） それでは、私のほうから1点目の国保の県の統一の件でご答弁をしたいと思います。

委員さんおっしゃいますとおり、医療施設でありますとか、それから医療費の関係につきましては、非常にばらばらだというのはそのとおりだというふうに認識をしております。なかなか県のほうもその統一に向けた進み具合というのが進まない状態にあります。県の担当者の方が焦ってやる必要はないと言ったかどうかは分からんんですけども、ただいざれ、なかなか進まない状態にはなっておりましたけれども、ただ、国の方がちょっとこれを加速化させるという今動きが出てきております。

私どものほうでも、そういうものの具体的にどういう提案がされるかというのが見えないとちょっとなかなか議論もできないなと思っておりますけれども、今お話をありましたようなバランスの取れていない部分というのはやっぱり何かしらの主張をしていかなければいけないところなんだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それでは、2点目にご質問いただきましたモバイルクリニックの予算の内訳についてでございます。

これについては、モバイルクリニックにシステム開発が必要になりますので、そのシステムの委託

料、開発の委託料として約360万円、それからモバイルクリニックの運用支援の委託、これが約1,800万円、それから車両購入の分です、備品購入になりますけれども、車両分で1,650万円、それから医療機器、車両に装備する機材になりますけれども、その分で合計で700万円。それから、病院事業会計への負担金として、この内容ですけれども、主に人件費になります、車両の運転手であったり看護師さんの人件費という部分で、負担金として1,000万円が内訳として予算の内容となります。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 27番今野です。

いずれ、国保については、岩手県に関しては無理がありますし、担当者が言ったのは、今は無理だという話です。部長が言ったのは、私が言ったのですからね、怒られるか分からぬけどね。いずれ、そういうことで論陣を張ってほしいと思いますので、そういう答弁だったと思いますので、了解します。

よく分からるのはモバイルクリニックで、私も非常に期待はするんですが、ただ、浜松市とか伊那市の今の運営について言えば、ちょっと疑問を感じます。それで、今答弁いただきました中身をお伺いすれば、仕組みは全然違うのかなというふうに思いました。

それで、診療報酬の問題とかいろいろあるわけですけれども、浜松市とか伊那市、北上市もそうなんですけれども、モネ・テクノロジーズという、正確に私読めないんですが、そういう会社とフィリップス・ジャパンが開発した車両を借りていたか、買ってだかよく分かりませんけれども、地方創生推進交付金などを活用して今運用しているということのようなんですが、そういう考え方と全く別な形で進めるということでどうでしょうか。

それから、衣川診療所の先生が関わるのかなというふうに思いますけれども、どのような関わり方になるのかお尋ねをいたします。

○委員長（藤田慶則君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） では、私が知っている状況というか、内容をお知らせしたいと思いますけれども、まず車両自体は、全国で実績のあるモネ・テクノロジーズ、これはソフトバンクの系列会社で、自動運転車ではトヨタと一緒に組んで自動運転の仕組みを作ったところですね。あとはダスキンと一緒にになって掃除ロボットを作っているところですけれども、その仕組みというか、そういうテクノロジーのところを使っていますというところと、それから先ほど個別に価格が出てきましたけれども、やっぱり汎用性が少し出てきたんで、車両価格が下がったとか、いろんなことでプラス面はあるだろうなど。

それから、ほかで使っているところがあるということで、今我々は伊那市の実績と、それから北上市の実際に使っている実績をZoomの会議でいろいろ情報のやり取りをしています。その中で、我々の取組で一番特徴的なのは、医師が自ら足を運んでいるということなんですね。伊那市の現場にも、北上市の現場にも運んで、実際に、医師というのは、ですから近藤先生です。近藤先生は、秋田大学医学部のときから、こういう電子カルテであるとか、このテクノロジーのほう、実はエンジニアでもありますから、今回の診療機器についても自分で全部チェックできるような、そういう立場の方です。診療機器の値段がかなり安いというのを気づかれた方もいるかもしれませんけれども、彼が携わったから安くなった。

それはそうとして、ですから今、近藤先生、今というか先日、衣川でこの遠隔診療をどういう形でやりたいかということをご自身の考え方を述べたみたいですねけれども、それに対して衣川の皆さんは全面的に協力すると。結局ここで、奥州市でいろいろデータを取らないと駄目なんですね。伊那市でもないし、北上市でもないと思っているんですね。ですから、近藤先生を使うことによっていろいろ得られるデータというのはもうレベルが違うと思っています、私がいろいろ聞いて。

ですから、遠隔医療車というのは、例えばチャンネル変えれば診療科が変わるということも将来的にできるわけですし、何よりもその診療所と違うのは、とどまっているんですから、例えばあるときはへき地に行って、あるときは非常にリスクの高い妊婦さんを運ぶとか、いろんな形で使えるという、その運行計画をどうつくるかというのも実はノウハウなんですね。そういうものを含めて、電子カルテを使った遠隔医療の仕組み、それから実際に1台の車をどううまく利用すれば、つまり運行計画ですね、それをどうすれば一番効果的かというのも含めて近藤先生は検討するという話になっています。今のところそういうところですね。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 27番今野裕文委員。

○27番（今野裕文君） 国保のほうはよろしくお願ひします。

北上市の場合は、基本的に委託が主なので、費用との問題でどうなんだという思いが私にはあるんですが、今市長のお話ですと、事業主体がもう奥州市が先生中心になってやると。伊那市だとソフトバンクの方が出向ってきていて、国の補助金を使いながら今、回しているんだと思いますけれども、そういう形ではないということで理解してよろしいですね。

○委員長（藤田慶則君） 倉成市長。

○市長（倉成 淳君） ソフトバンクの人間は絡みます。なぜかというと、遠隔医療システムのメンテナンスに必要だからです。ですから、その分の委託料が入るというふうに理解していただければいいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。大きく3点、お伺いをいたします。

まず主要施策の47ページの保育所保育事業に関して、2件目が60ページの予防接種事業経費に関して、3件目が主要施策56ページ、母子保健推進事業経費、産後ケアに関するお伺いをいたします。

まず、保育所保育事業に関しましては、ゼロ歳から2歳の第2子以降の保育料は全員協議会でご説明があるということですので、そのときにお伺いしたいと思いますし、また家庭で育児を行っている世帯の支援につきましては新年度以降の事業になるということでお伺いしておりますので、これも新年度になってからお伺いしたいと思います。

今回お伺いしたいところは、使用済みおむつの持ち帰りにつきまして以前も質問しておりましたけれども、この状況についてどのように検討されたかお伺いしたいというふうに思います。

2件目の60ページの予防接種事業経費につきましてですけれども、その中の子宮頸がん予防接種の委託料でございますけれども、この子宮頸がんワクチンですけれども、9価の使用が4月1日から可能になっているということで、厚生労働省のほうからもお知らせが来ているはずですが、9価も使えるということになりましたことに対して、対象者全員にお知らせをするのかお伺いしたいというふうに思います。

それと、予防接種の事業の中で、最近、帯状疱疹のワクチンつきまして市民からの要望が多いところでございます。50歳以上の3人に1人がかかるというふうに言われておりますので、50歳以上の方々に接種をすると費用対効果も大きいのではないかというふうに思われますけれども、その助成の在り方について検討されているのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、56ページ、主要施策の母子保健推進事業経費の産後ケアの現状について一般質問でも取り上げ、2番議員さんが取り上げられましたけれども、この現状、新年度における状況についてどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

奥州市では出産できません。産後ケアもなかなか進まないということで、一旦進んでいたんですけども、宿泊、それから日帰りもあったんですけども、今は訪問でしかないというところで、しっかり産後ケアのところを頑張っていただきたいというふうに思います。今、女性の出産年齢がだんだん高くなっていますので、そうしますと、それこそダブルケアという状況に陥っている方々もいらっしゃいます。また、奥州市には親御さんも祖父母もいない、親戚もいないという方で出産をされるということになりますと、産後、応援がいただけないという方々のご相談もありますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、第2子を出産する場合、上のお子さんがいるんです。そのお子さんをどうするかと。今、夫の育児の休業も認められておりますけれども、なかなか取れない場合も今現実あるということもありまして、入院中、第1子をどうするのかというところで、第2子以降の出産のときに大変困っているという現実がございます。奥州市にはぽけっとサンタという施設がございまして、そこで本当に協力していただいて、宿泊も、そして急な子どもの支援もしていただいているわけなんですねけれども、そういうところにもしっかり支援をすべきだというふうに思いますけれども、この点お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（藤田慶則君）　松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君）　それでは、私から1点目のご質問でございます。

保育所等における使用済みおむつの状況について、処理・処分の状況についてどのように検討しているのかというところでございます。3点に分けてご答弁申し上げたいと思います。まず1点目が現状、2点目が国の考え方、3点目がそれらを踏まえてどのようにしようかという部分、この3点で申し上げたいと思います。

まず1点目の現状でございますけれども、まず公立施設、奥州市立施設の状況でございますが、現状におきましては、江刺地域の施設以外の施設では、施設での処分という状況になっております。これにつきましては、過去にノロウイルスがちょっと拡大したとか、そういった時期がありましたので、緊急的に対応しなければならないというような状況もありましたので、園によっての対応がちょっと違うという経過もあったようですけれども、まず公立についてはそういう状況でございます。

続きまして、私立の状況なんですが、ちょっと古いデータで恐縮なんですねけれども、令和3年7月に、奥州市内の私立の35の施設さんに対しましてどのように処理されていますかという調査を行いました。そのときには、園のほうで処分をしていますよというのは35施設中23施設ということで、3分の2のほどの施設さんが園のほうで処分しているというところで確認をしております。これが1点目でございます。

続きまして、2点目の国の考え方なんですねけれども、月が変わりましたので、1月でございました

が、厚労省、また内閣府から、保育所における使用済みおむつの処分についてということで考え方が示されました。この考え方というのは、保育所等において、言わば施設において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するよということを主としたというものでございます。

考え方としては、施設で処分することによって、それを持ち帰る保護者さんの負担がまず減りますし、保護者さんたちに持ち帰っていただくために、誰ちゃんのおむつだよというふうに分類・保管をする先生方の負担も減るよという視点でございます。もちろん、その管理するに当たっての衛生的な面というのもございますけれども、こういった部分を捉えて、国のはうからは施設での処分を推奨するという考え方が示されました。

さらに、それを進めるに当たっては実際のところお金がかかるでしょうという部分につきましても、考え方というか、既存の国の補助金がございまして、それを使えますよというのも改めて示されております。国の一いろいろある保育環境の改善のための補助金の一つなんですけれども、それを使って、施設整備、例えば保管する場所を整備するとか、そこまででなくとも、ペールという言い方をするようですけれども、コンテナっぽいものですね、保管するもの、言わば備品を買うと、こういうものには使えますよと。ただ、消耗品とかそういったものは対象になりませんよということですけれども、そういった環境整備のための補助金は使えますよというふうな考え方が示されました。これが2点目でございます。

これらを踏まえまして、では我が奥州市といたしましてどのようにしようかというところでございますけれども、今申し上げましたとおり、施設での処分によって保護者さんと、あとは施設の先生方のそれぞれの負担が減るというのはそのとおりだなと思います。それに対応するための財源的な部分というので国のはうの補助金もありますが、それはあくまでもその環境整備のためのものでございまして、それをじや実際継続する、続けていくというためのいわゆるランニングコストといったらいいんでしょうか、そういった部分については国のはうから補助しますとか、そういうのはないということをございまして、その辺は、例えばですけれども、全部施設側で負担をするのか、もしくは保護者さんとご相談をして、保護者さんから一部ご負担をいただくのかどうかとか、いろいろ考え方があろうかと思います。

さらに、申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、私立施設さんの状況を確認しましたのが令和3年度ということで、ちょっと前のデータでございますので、改めまして市の考え方を確認を、私立の施設さんの現在の状況も確認しまして、今後どのように臨むか整理するのがいいのかなというふうに考えております。

すみません、長くなりましたが、以上のように考えております。

○委員長（藤田慶則君） 千葉健康増進課保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私から2点目、予防接種についてのご質問にお答えいたします。

先に、HPVワクチンの9価についての周知ということについてです。

これにつきましては令和5年4月から始まるということになっておりまして、2月22日の時点での対象になる方についてははがきでお知らせをいたしました。はがきの内容としましては、令和5年4月から9価のワクチンが公費対象になりますというお知らせです。そして、3回目まで終了していない方へお知らせをしましたので、1回目、2回目までしか受けていない方については、原則として

同じ種類の接種をすることをお勧めするんですが、あとはかかりつけの先生と相談しながら9価に変えるということも可能だというふうな内容でお知らせをいたしました。

それから、帯状疱疹ワクチンにつきましてです。

私どものところにも、やはりコロナワクチン接種後の帯状疱疹になったとか、そういう声は聞いておりました。それが原因しているのかどうかは分からぬところではあるんですけども、そういう声があるということは聞いております。帯状疱疹についてはワクチン接種ができるということも承知しております。県内では、一関市、九戸村、普代村さんのほうで助成をしているということで確認をしております。

このワクチンについては2種類のワクチンがございまして、生ワクチンのワクチンと、それから不活化ワクチンのワクチンということで2種類のワクチンがございます。生ワクチンについては1回の接種でいいということで、費用としては8,000円から9,000円ぐらい、それから不活化ワクチンについては2回の接種になって、おおよそ2万円から2万5,000円ぐらいというふうに確認をしております。どちらがどういいのかということについてもちょっと調べていかないと分からぬところではありますし、これに対しての助成ということになりますと、どのようにしたらいいものか検討する必要があると思います。今後検討していきたいと思います。

それから、3点目、産後ケア事業についてです。

12月12日から日帰りケアが再開いたしました。1月末の時点で延べ15件のご利用をいただいております。それから、訪問ケアのほうはずつと継続して実施しておるんですけども、延べ数としましては224件ということでご利用をいただいております。1月末までで224件となっております。これについては、日帰りケアもこのまま継続してまいりたいと思っております。訪問ケアについても、できるだけ、日帰りケアをご希望している方については日帰りケアをご利用していただきたいんですけども、訪問をご希望される方については訪問をお勧めしていきたいと思っております。

それから、第2子以降の方の利用ということについてです。

現在のところは、妊婦さんとその赤ちゃんということでのご利用を産後ケア事業ではお願いしております。もし上のお子さんがいる場合には預けてきてねということで今はお願いしているところです。そのとおり、やはり上のお子さんを預けて、そして利用するというところに難しさがある方も当然あろうかと思います。今のところは託児のほうをご利用いただいている、一時保育等を利用いただいているというふうな現状ではあるんですけども、これはまず継続しながらご利用をしていただくということではお話ししていきたいと思っておりますし、それから今後は、例えば、家庭の中では当然、上のお子さんも見ながら赤ちゃんも見ていくというふうな現実だと思いますので、もし可能であれば、両方見ながらの産後ケア事業というふうなことも検討していかなければいいのかなというところでは思っております。

それから、ぽけっとサンタのような形でご利用なさったときの費用の負担ということについてです。

これについては、当然、一時保育の利用よりは料金が高いですし、経済的な負担というところではあるかなと思います。こちらについては、例えばどうしても産前産後を見る人がいないといった場合には、産前産後の保育所の利用というふうなこともあると思いますし、それからショートステイという形で一時的に預かっていただくというふうな制度もありますので、そういう面での検討も今後必要であれば検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 22番阿部加代子委員。

○22番（阿部加代子君） 22番阿部加代子です。

産後ケアの部分だけ、もう一度お伺いをいたします。

出産後、何が大変かといいますと、お母さんの体です。赤ちゃんを産んだ途端に3時間ごとの授乳、また自分の体調の変化もありますし、また上のお子さんがいると、上のお子さんの面倒も見なければいけないと、家事もやらなきやいけない。今、なかなかご家族、おじいちゃん、おばあちゃんからの支援を受けられないという方々もたくさんおられますので、ぜひ、何が一番大変で、何に支援をしてあげたらいいのかというところをしっかり検討していただきたいと思います。第2子を産むときに、入院中、上のお子さんを誰が見るの、お父様が、パートナーの方がいてくださって、お休みを取ってしっかり見ていただける環境ならまだいいんですけれども、そうでない方々もたくさんいらっしゃいます。上のお子さんどうするんだというところで、まず入院中どうするのか、そして帰宅後どうするのか。家事支援も必要だと思います、訪問だけではなく。今、入院が大変短いです。なので、沐浴の指導とか、授乳の指導とか、しっかり受けないまま退院してこられるお母様方が多いんです。家に帰ってきてから、どうしよう、どうするんだと。教えてくださる方もいないというような環境にいらっしゃる方々がいるということです。

なので、その辺を検討していただいて、ぜひ支援の手をお願いしたいと思いますんで、もう一度お伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

入院中の上のお子さんについてというご質問でした。

先ほども申し上げましたが、産前産後の保育園の利用というふうなこともあると思います。お父さんが朝連れていって、お仕事が終わったら連れて帰るというふうなことで保育園の利用ということもできるかと思っております。そして、それも難しいといった場合には、ショートステイということで一時的に施設等に預かるというふうなことになります。それから、入院後の帰宅後の状況につきましては、やはり同じく一定の、産後の部分については保育園の利用ということができるかと思っております。

それから、家事支援についてということでございましたけれども、これについても、今後こども家庭庁の創設に伴いまして、こういったことも検討していくかななければならないというふうには思ってございますので、こちらについても検討してまいります。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） ここで、午後3時半まで休憩をいたします。

午後3時14分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後3時30分 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、健康こども部門の質疑を行います。

14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） 14番高橋浩です。

私は、主要施策の40ページ、3款2項1目子ども医療費支給経費についてご質問をいたします。

ここでは4,500万円余の予算が計上されております。そして、39ページには従前の子ども医療費支給経費が掲載されております。

今回、この4,500万円の金額、改めて投入したということで、これまでとの違い、そしてこれによりましてどのように変わっていくのか、ご説明をお願いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 子どもの医療費の予算についてご質問いただきました。

今回4,500万円の予算につきましては、現在、子どもの医療費助成、やっておりますけれども、小中高校生は外来は2分の1のご負担をいただいております。あと、入院の場合は月5,000円のご負担をいただいているという状況です。その2分の1の負担を市が全額負担して、その分、あと入院の分も含めますけれども、その分が4,500万円という予算になります。これについては8月の診療分からスタートするという中身で、予算上は3か月遅れの支給といいますか、予算になりますので、支給上、半年分の予算で4,500万円の予算が今回、窓口での負担ゼロという形を実現させるために4,500万円の予算が必要になったということでございます。

新年度、また6年度、引き続き、この子どもの負担ゼロ、高校生までゼロというところを見込みますと、この倍の期間の予算が必要ということで、さらに9,000万円程度の予算が1年間トータルで見ますと必要になるというものでございます。

○委員長（藤田慶則君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

改めて、2分の1給付だったところを、この4,500万円をもって全額というようなことになるというようなご説明を受けました。そしてまた、6年度に向けて、全体で一年を通すと9,000万円余の予算がかかるということも伺いました。

そこで、改めて質問いたします。

このように全額の補助ということをやっているのは近隣の市町村ではどれくらいあるか、把握していればお願いたします。そしてまた、こういう事業について、これは奥州市独自のさらに内容とかございましたらば、その辺につきましてご説明をいただきたいと思います。さらには、この事業による効果、どのような効果を期待されているのかお伺いをいたします。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） まずは、近隣市町村の取組状況でございます。

小中高校生まで全額無料というのを実現しているところについては、33市町村中、奥州市、8月からスタートいたしますけれども、奥州市を含めますと20市町村ございます。町村が結構早い段階でもう既に取り組んでいたということがございますけれども、市で申し上げますと、宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、都市で申し上げますと以上の市が既に高校生まで無料化という形を取ってございます。

そして、近隣で見ますと、お隣の金ヶ崎町も既に実現してございますし、隣の平泉町が既に、一関市、平泉町、奥州市、金ヶ崎町という形で、4号線沿いの県南地区については高校生まで無料化とい

う形が取れたかなというふうに思います。花巻市とか北上市、盛岡市につきましては、所得制限を設けたり、自己負担があるという状況にはなってございます。

それから、この窓口無料化によってどういった効果が期待できるかということでございますけれども、やはり受診しやすい環境、子育て上、子どもを医療機関に受診させるという環境が非常に整うかなというふうに思われますし、あわせて子育て環境の面で非常にポイントが高い医療政策かなというふうに感じてございます。

○委員長（藤田慶則君） 14番高橋浩委員。

○14番（高橋 浩君） ありがとうございます。

もう既に金ヶ崎町はじめ近隣ではやられていて、ちょっと遅ればせながらというところはございますけれども、奥州市が改めてこの事業を実施したということは非常に評価すべきであろうと思います。

そして、子育て環境の充実につきましては、やはり奥州市に定住等も含めまして非常に大きな要素になっているのかなと感じるところであります。

ただし、心配なのは、先ほども出ました9,000万円余の財源確保であったりとか、いろいろ難しい部分もあろうかと思いますけれども、このような事業をしたということは、非常に私個人的にも、県・国の不足分を市町村が埋めるという部分は政策的に見ても非常にいい政策なのだろうと感じております。

そこで、改めてお伺いいたします。

財源単費で9,000万円余の財源確保であったり、問題があるとは思いますが、その財源の確保も含めまして、この事業継続についての改めましてそのご覚悟といいますか、ご所見をお伺いして終わりります。

○委員長（藤田慶則君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野 聰君） それでは、財源の確保とその事業継続に向けた覚悟といいますか、そういったものについてのご答弁をさせていただきたいと思います。

私どものほうでは、子育ての経済的な支援の基本となりますのが子どもの医療費、それから保育料というところが私どもの担当部のところでは関わるところではないかなと思っておりまして、これの軽減について、いずれ、最も基本になる部分に据えて、今回令和5年度の予算要求に当たって要求をさせていただいたところでございます。

ご指摘のとおり、どうしても長年の課題となっていたものではあるんですけども、この9,000万円という財源が今後恒常に必要になるということが、やはりその要求は未来枠という形で要求させていただいたんですが、やはり恒常に9,000万円というところにかなり検討された場面がございました。その中でも、いずれ、こうやって予算計上にこぎ着けたというところでございます。何とか恒常にやっていけるものだらうと私どもは思っております。

ただ、その子どもの医療費助成につきましては、今先ほど他市町村の事例も申し上げましたけれども、この岩手県だけではなくて、全国的にもかなりの市町村で取組がもう進んでおります。そういう中では、やはりこれはある程度国の制度として取り上げていただきたいということについても、私ども、今もしておりますけれども、今後も市長会を通して要望してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） 3番菅野至です。

主要施策の51ページ上段の認定こども園施設整備経費について1点ご質問いたします。

この中で、1番に江刺東こども園建築事業として2億1,382万4,000円という金額が計上されていまして、その中に（1）から（6）番までの事業があるわけですけれども、こちらは令和5年度に行われる事業と考えておりますが、それで間違いないかというところと、あともしこの事業が行われるのであれば、どういったスケジュールで行われるかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） それでは、お答えいたします。

今ご質問いただきました主要施策51ページの上段の1番、（仮称）江刺東こども園建築事業でございます。項目として（1）から（6）までございますけれども、こちらについては、まずは全て令和5年度に取り組む事業ということでございます。

そのスケジュールということでございますけれども、現時点で当課で予定しておりますスケジュールをそれぞれ各項目で申し上げます。すみません、名称は省略しまして、（1）はいつからというような形で申し上げますのでお許しください。

（1）は既に着手をしております設計でございまして、今年9月終了を目指しております。（2）は令和5年11月から、（3）は令和5年11月から、（4）は令和5年4月から、来月から早速着手したいというふうに考えているところでございます。（5）は令和5年11月から、（6）は令和6年2月からと、以上に現時点で予定をしているところでございます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 3番菅野至委員。

○3番（菅野 至君） 3番菅野至です。

スケジュールに関しましては了解いたしました。

この事業ですけれども、昨年の私の一般質問におきまして、令和6年4月開園というところから10月の開園に延びたということもあり、地域の住民の方々にとってはすごく注目されている事業でございまして、今後、令和6年10月というところをまた変更のないようにしっかりとやっていただくというところと、あとは、いろいろ今後またその事業に対して問題点等々出てくる可能性もあるというところを踏まえて、地元への説明というのをしっかりと行いながら事業を進めていっていただきたいなというところを希望します。

そういったところのご所見をお伺いしまして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） ありがとうございます。

令和6年10月の開園予定ということでいろいろ準備を進めておりますけれども、今委員さんからもございましたけれども、実際進めるに当たって、着手してみるとこういう問題が出てきたというのは、工事ですのでやはりいろいろあろうかと思います。その都度、必要な時点、または具体的な内容、それが例えればこういう内容だったのが変わるとか、そういったのがまず分かりましたら、その時点で地元の方々もそうですし、もちろん保護者さん方には即時お伝えするというような形で、意思疎通を進めながらやっていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長（藤田慶則君） 9番小野優委員。

○9番（小野 優君） 9番小野です。4点お伺いいたします。

1点目は、概要42ページの子どもの権利推進事業経費について、2点目と3点目が概要56ページの母子保健推進事業経費について、4点目が概要59ページの地域医療推進事業経費についてです。

1点目、子どもの権利推進事業経費なんですかけれども、冒頭、部長の説明でもあります、今回から項目が変更になったわけですかけれども、金額として、令和4年度の当初よりも約半分近く減額となっておりますので、その減額分の内容をお伺いいたします。

それから、2点目、母子保健事業推進事業経費の中の妊産婦宿泊について、こちらも予算上、令和4年度から減額となっておりますけれども、その内容の部分と、それから令和4年度の現状の実績についてお伺いいたします。

3つ目が同じく母子保健推進事業の中にありますハイリスク妊産婦支援事業についてなんですかけれども、こちら詳細はホームページのほうに既に掲載されておりますけれども、こちらでも、この支援事業でも宿泊費が対象となっておりますので、この前に前段にお聞きした妊産婦宿泊費との使い分け、兼ね合いについてお尋ねいたします。

それから、59ページのモバイルクリニックの件に関してですかけれども、これまで議論がありましたが、実際に運行計画が策定されて運用が始まる時期というのが大体いつぐらいを想定されているのかというところを分かる範囲でお聞きいたしますし、それからさきの質問中のご答弁で、人件費等も委託されているという話でしたけれども、この委託先が医療局ということでしたが、実際のこの人員体制がどのように新年度始まるのかというところ、もしかかる範囲で結構です、もしそちらは医療局でということでしたら、この後でお聞きしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、1点目、子どもの権利推進事業経費の減額について、私のほうから説明させていただきます。

こちらのほうに今まで計上していたのはパンフレットの印刷代、それから消耗品と、あとブースを借り上げて啓発事業をしようということで今まで計上しておりました。

今回につきましては、パンフレットの印刷がある程度終わっておるので、少なめの印刷、必要部数の印刷というところで、印刷製本費で16万円ほど落としておりまし、あと消耗品のほうで11万円ぐらい落しております。あと、ブース借上げのところなんですが、ちょっと今、対面での接触、なかなかしづらいというところから、その借上料も落として前年度の半額ということになっております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、私から2点目についてお答えさせていただきます。

2点目の宿泊費助成についてです。

現状としましては、今年度、3名の妊婦さんにご利用をいただいております。そして、令和4年度の経費との比較になりますけれども、令和4年度は50人分を見込んでの予算計上をしておりました。令和5年度につきましてはこれを減額して40人分ということで、40人分の3泊分ということで計算をしたところです。実績としては、妊婦さん3名で、宿泊の日数もそれぞれ違うんですけれども、現状に合わせて40人分の計算にしたということになります。

それから、3点目のハイリスクの妊産婦支援、ハイリスクの妊産婦アクセス支援事業についてとの兼ね合いということでした。

ハイリスクのほうのご利用については、交通費、宿泊費合わせて上限5万円ということで設定しているものです。ハイリスクに該当する方については優先的にこちらを使っていただくということでお願いをしたいと思っております。

ただ、ハイリスク妊産婦支援のほうは妊婦さんの支援ということになりますし、例えばご主人も合わせて一緒に泊まるというふうな形のときには、ご主人分は市単独の宿泊費助成のほうを使っていただくというふうなもので対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君）　菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君）　それでは、私からは4点目のモバイルクリニックの運用時期、それから人的体制についてということでお答え申し上げます。

運用時期につきましては、年度の上半期は車両の購入とか、機材の準備とか、そういったところを事務を進めるということを考えてございますし、運行システムの開発などの準備を含めて、実際に運行する時期は10月下旬にテスト運行をして、11月から実際に実証実験に入りたいというスケジュールで現在計画をしてございます。

それから、人的体制でございますけれども、モバイル診療を運行する運転手、それからそのモバイル診療車に乗り込む看護師さん、そのお二人の人物費を見込んでございますし、あとドクターについては、衣川診療所の先生が対応ということで予定してございます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君）　9番小野優委員。

○9番（小野 優君）　まず、子どもの権利に関してなんですかけれども、皆さんご承知のとおり、4月からこども家庭庁が始まるという部分で、その部分ではこの減額しての対応がどうなのかなというふうに思ってお聞きしたところなんですかけれども、まず内容は分かりました。

この4月から設置されるこども家庭庁に対応するものとして、現時点ではほかの部署との協議や、それから体制づくりの準備状況であったり、それからこれから策定されるとされることも大綱を受けて、どのように市として動く予定になっているのかというところをお聞かせいただければと思います。

それから、妊産婦の宿泊に関しては分かりました。

今回、4年度は3名の方がご利用ということだったんですけれども、今のホテルの、主に北上市じゃないかなと思われるんですが、そのホテル事情を考えますと、やはりこの宿泊費の単価設定をもう少し上げていかないことには、やはり使いづらいのではないかなと思いますし、それこそお体の状況もいろいろあると思うので、トータルで宿泊できる日数そのものもやはりもう少し工夫欲しいのではないかなと思いますけれども、この辺、今後何らかの検討をされるのかどうかお聞きいたします。

それから、ハイリスクのほうですかけれども、こちら、分かりましたが、周知に関してなんですかけれども、恐らく一番最初は母子手帳交付時に何かしらの書類でということだと思うんですが、そこで気づかなくて、その後の経過において自分がハイリスクになったとして、そのなったときに支援を受けられるということを当事者の方がどのタイミングで認識されるのかなというところも大事になってくるんじゃないかなと思いますけれども、いわゆる交付時以外のタイミングで、母子手帳交付時以外で

のこの制度を知るタイミングというのをどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

それから、モバイルクリニックに関しては、人件費に関して、看護師さんとそれから運転士さんというところでしたけれども、こちら、年度途中から、10月から運行開始というところだったというご説明でしたけれども、実際の新年度を迎えるに当たっての人事異動といいますか、その直接の人員配置が4月からになるのか、もしくは新しく何かしら人を雇うのであれば4月からという考え方なのか、それとも実際に始まって、10月に雇用、もしくは今いる衣川診療所さんのスタッフだけでこれが賄えるという考え方になっているのかどうか確認させてください。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、1点目の子どもの権利に係ることども家庭庁との関わりについてお答えさせていただきます。

こども家庭庁ができることによって、子どもに係る政策が全て、ほとんどのこども家庭庁のほうに移ってまいります。今、私どものほうとしては、特に今、障がい児の部分が福祉課のほうにあって、そこら辺の扱いをどうすればいいのかというところは悩んではいたところでございます。

今、子育て世代包括支援センターというものを設置しております、そちらはこども家庭課と健康増進課の親子みらいと母子保健担当を兼務しております。やはり今度それが広がったこと、子ども家庭センターを設置というところで、兼務としては保育こども園課とか障がい児担当まで含めて、いずれ情報の共有漏れ、抜けがないように進めていこうと考えております。

あと、こども大綱の件です。

このこども大綱が多分今年10月ぐらいに出されるということで、それを受けて、市町村で子ども計画の策定が努力義務とされております。ただ、奥州市においては、子どもの権利推進計画というものがございまして、ちょうど見直しの時期にかかっていることから、こども大綱を受けて、それを子どもの権利推進計画のほうに反映させていこうと考えておりました。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） それでは、2点目についてお答えいたします。

ホテルの北上市の宿泊について難しいんではないかというご質問でした。

それについてはそのとおりだと思ってはいるんですけども、私どもで北上市、一関市のホテルをお聞きしまして、こちらで宿泊できるホテルということでご紹介してもいいかという調査をいたしました。そうしたところが、ある一定数は掲載していいということでご了解をいただきまして、それを妊婦さん方には配付しているところです。

今現在は、実績のあったものにつきましては、宿泊としては一関市と盛岡市の宿泊の方ということになっております。そして、申請のあった方々につきましては、大体1泊5,000円前後ぐらいで宿泊をしているという形です。恐らく宿泊費用としてはそれぐらいで、あとは食事であるとかというふうなことの負担かなと思っております。ですので、宿泊費用助成としては5,000円が妥当なところかなと思っての金額を出しております。

日数につきましては、1泊から、3泊まで泊まった方が最高なわけなんですが、大体は1泊、2泊ぐらいの方ということになっております。これについては、現状に合わせた形で今後検討をしていきたいと思います。それ以上となった場合には、恐らく医療機関のほうで対応していくのではないかな

とも思われます。

それから、3点目のハイリスクの周知についてということでした。

今から伴走型支援ということでも始まるわけなんですかけれども、その際には、8か月の頃にアンケート調査をする、そして希望者には面談をするといった対応をしていくことになっております。そういう場面でも周知はできるかなと思っておりましたし、もちろん母子手帳交付の時点ではお話をしていくということにはなっています。

以上です。

○委員長（藤田慶則君）　菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君）　私は、モバイルクリニック事業の件でお答え申し上げます。

人的体制ですけれども、年度途中からの運用開始ということになりますので、この人的体制については、衣川診療所を含めた医療局側で体制を、どういうタイミングでどういう準備をしていくかというところを今後詰めていくということで現在進めているということになってございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤田慶則君）　9番小野優委員。

○9番（小野　優君）　最後1点、子どもの権利に関してもう一つお聞きします。

今、こども大綱を受けて、市のほうでも努力義務とはいえ、しっかりと策定していくというお話でお聞きしましたけれども、私どもの会派でも内閣府のほうに行きました、こども家庭庁準備室のほうからレクを受けてまいりました。そんな中で、やはりこの計画の策定、政策立案に当たっては、子どもや子育て当事者の意見を十分に反映させることということが求められている。国も県も市も求められているというお話でした。

そこで、奥州市には子どもの権利推進委員会が設置されており、この当事者の意見を取り入れるという部分に対して、例えば子どもの委員を増やすという考え方があつたりとかあると思うんですけれども、いずれこの子ども当事者の意見を取り入れる部分に関して、今後さらに何かしら充実させていくのか、その手法を何かしら組み立てるのかというところをお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（藤田慶則君）　千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君）　それでは、子どもの意見をどのように聞くかということでお答えをさせていただきます。

子どもの権利推進委員会のほうにつきましては、ちょっと定員が決まっており、条例改正等が必要になることから、そのところを増やすのではなくて、今後策定に当たっては、様々な意見を聞く手法を取らなければならないと思っておりました。それがワークショップとか、フォーラムなのか、ちょっとまだ決めてはいないんですけれども、そういうところで子ども、それから子どもの当事者の意見を聞いてまいりたいと思います。ここはこども基本法のほうでも位置づけられているところではありますので、十分その法の趣旨を鑑みながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君）　2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君）　2番宍戸直美です。

子どもの権利推進事業経費について、関連してお伺いいたします。

今、子どもの声を反映させてというところなんですけれども、今回、こども基本法によりまして、子どもの声を聴取して施策に反映させて、その施策にどのように反映されたかということも子どもにフィードバックするということになっていますが、そういった内容というのは、今後、子どもの権利推進事業の中でされていくのかというところをお伺いいたします。

また、令和4年度の第2次補正予算に、声を上げやすい、声をかけやすい環境整備という事業がございまして、そちらでは、やっぱり孤独、孤立しないように動画コンテンツの作成をしたりとか、SNS等の発信をしたりとかしながら、そういった子どもの声を吸い上げる等とかの事業の推進というものもございますので、そういった内容の事業も今後、子どもの権利推進事業の中でされていくのかとかというところをお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、宍戸委員から2点ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

最初に、子どもの声を聞いてフィードバックというお話をしたけれども、当然、子どもの権利推進委員会のほうでは意見は聞いて、ちょっと前に聞いた話だと、子どもからこういったカード型の相談窓口を書いた紙を作ったほうがいいんじゃないかということで、こういうのを作つて配布を今かけて、そういった形でフィードバックはさせていただいております。

あとは、子どもの権利推進会議だけではなくて、様々な施策において意見を聞くことが必要とされておりまして、そこにつきまして、庁内掲示板を通じて当課のほうから各課に対して、まず子どもの意見を聞いてくださいということでお願いをしていたところではあります。ただ、そのフィードバックのところまではちょっと話はしておりませんでしたので、意見を聞いて、結果どうしたかというところまで含めてちゃんと返せるようにということで庁内では周知徹底をしてまいりたいと思います。

2点目の声を上げやすい環境ということで、動画やSNSというところのご質問がございました。

動画作成につきましては、実は、今年度の子どもの権利の庁内の会議の中でちょっと話は出たんですけども、今ちょっとどのようにつくっていこうかなというところで悩んでおつたんですが、例えば高校生のほうでいろいろ取り組んで、協定を結んでいる高校があるので、そういったところを活用できればお願いしたいなとは思つておりました。

ただ、ちょっと外部の方から小学生につくらせたほうがいいんだみたいなちょっとご意見をいたしたりはしていたんですが、ちょっとそこら辺、その意見をどのように反映していくべきかというのはちょっと悩んでいたところでございます。

SNSにつきましても、近い将来で考えていくべきかなと思っておりました。ただ、あと私どものほうで少年センターで少年補導員が街頭補導に出て歩いておりまして、そのときにお見せしたカードなんかを配りながら、相談窓口はここにありますよというのも書いてありますし、子どもの権利というのはこういうのですよと書いてありますから、そういったのを子どもたちに配りながら、子どもたちへの周知、学校にも配っているんですけども、何回も配ることによって目につく機会をたくさんつくりたいなと思っておりました。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

SNSに関しては、やっぱりぱちっと奥州とかの活用もしていただいて、大人の方への周知であつたりとか、それも中高生であつたらば、そういったぱちっと奥州とかLINEアプリとかを使っての周知や、子どもの声を聞くこともできると思いますし、あと、1人1台端末の事業の推進がされていて、国では2025年度までに100%を目指すというふうにしていますので、そこは教育委員会との総合調整権限に基づく連携になっていくのかなというふうには思いますが、そういった端末を使って子どもの声を吸い上げていくということも可能なではないのかなというふうに思いますので、その点についてもお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、今の件についてお答えさせていただきます。

ぱちっと奥州を使ってというお話、まさにそのとおりであると思いますので、そのぱちっと奥州を使って情報発信をさせていただくほか、新年度につきましては、ぱちっと奥州とLINEの連携を広報のほうでやっていただけるはずでしたので、それを活用しながら情報発信をしていきたいとは考えておりました。

あと、教育委員会の1人1台の端末のほうなんですが、ちょっとすみません、使い方がそういうことができるのかどうか分からないので、こういったお話があったということを教育委員会と詰めながら、いずれ子どもの意見が聞けるような取組は進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） 教育委員会のほうのICT教育については、Googleミーティングの会議室で子どもがコメントできるようなシステムの活用もされていますので、そういったところとちょっと協議していただきまして、連携を図っていただきたいなと思いますので、その点についてもお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 教育委員会と詰めさせていただきます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 10番及川春樹委員。

○10番（及川春樹君） 10番及川春樹です。

子どもの意見を聞くところで確認したいんですけども、いわゆる成長期でセンシティブというようなところで意見を聞くということだと思うんですけども、いわゆる匿名性というのが担保されないと、なかなか本来の言葉というのが出てこないのかなと思うんですけども、その辺どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 意見を聞く方法は様々あると思いますので、匿名がいい方についてはメールでも受け取れるような形は取りますし、電話でも受けられるような形を取れるとは思うんですが、ちょっと今、私のほうで意見を聞くといったところが、

その施策に対する部分で、委員の中に意見を入れたりとか、子どもの会議みたいなのを開いて意見を聞くというようなイメージでいたものですから、匿名性の部分についてはちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君） 主要施策154ページ、国民健康保険特別会計、上段の特定健康診査等事業経費に関わって、メタボリックシンドロームですとか、特定健診ですとか、こうあるわけです。それで、厚労省のほうで医療費適正化に向けた取組ということで保険者努力支援制度を行っております。その中で、この特定健診、また、がん、歯周疾患検診もありますが、特にこの特定健診の取組が非常に奥州市、顕著で、件数が大きく上がっておりました。この取組について、また令和5年度より一層取り組んでいく、その考えについてお伺いをいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、ただいまのご質問にお答えいたします。

特定健診の受診率につきましては、受診率向上に向けて努力をしているところです。

令和4年につきましては、若干令和3年度と比べて受診率がまだ上がっていない状況ではあります
が、まだ2月分の集計ができておりませんので、令和3年並みにいけるものとは思っております。

受診率向上対策としましては、委託をした形になりますが、その方に合わせた形の受診率向上に向
けたはがきを送るということを今年度から始めております。というのは、例えば何年ももう受けてい
ない方であるとか、数年前には受けたよという方であるとかという、その対象者に合わせた形の、そ
して、そういう心に訴えるというか、検診が重要だよというあたりをお伝えするような中身のはがき
で受診率を上げるということで対策を取って、今回は業者に委託をしてそのようなはがきを送るとい
うことで対策を取ってきております。

これが効果があったかどうかについては、今後また検証していくところではあるんですけども、
来年度についても同じように対策を取っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 20番飯坂一也委員。

○20番（飯坂一也君） 大変工夫されていることが分かりました。

保険者努力支援制度、これ、令和4年、岩手県内33市町の中で奥州市が771点でトップになってお
ります。これは知っているのでしょうか。これを、交付税にも影響しますし、何よりも市民の健康づ
くりに大きな貢献をするところですので、ぜひ推進していただきたいと思います。コメントをいただ
いて終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） ありがとうございます。

今後とも受診率向上に向けて対策を取っていきたいと思います。

また、検診を受けただけではなくて、その後の生活習慣を改善するとか、あと受診が必要な方につ
いて、さらに受診を勧めてまいり、そういったところにも力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） 17番千葉敦です。

予算書の146ページになりますけれども、保育に関連しておりますけれども、この中に奨学金返還支援という項目があるわけですけれども、この予算額124万1,000円ですけれども、その予算の対象人数等についてよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤田慶則君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） お答えいたします。

保育士等奨学金返済支援事業の補助金でございます。対象者数はということでございます。現在見込んでおりますのが、実績のある方と、あとは新たに申請をするという方もございますので、現時点におきましては20名ほど、21名と申し上げますけれども、の方が申請なさるであろうということでの予算要求という内容になっております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 17番千葉敦委員。

○17番（千葉 敦君） このような形で保育士が保育所で必要とされる定員くらいを確保できるのかどうか、その見通しについてを伺いますし、保育所の待機児童の調査、いろいろありますけれども、たしか令和4年4月時点では奥州市はゼロなんですけれども、10月時点の調査というのが毎年あるわけですけれども、毎年のように数字は出ておりまし、昨年10月1日は28名というふうにたしか記憶しておりますけれども、やはり年度途中になるとどうしても待機児童が出てくるということは、保育士がやはり不足しているからということも私はあるんじゃないかなと思いますが、もしそうでなければどのような原因が考えられるのか、そのためにやはり4月1日時点で保育士がもし間に合ったとしても、年度途中で足りなくなるという点で、保育士はやはり4月の時点でこれも見込んでやはり確保してもらう、あるいは確保していくということが必要ではないかと思いますので、この保育士確保の奨学金返済だけは、大事なことだと思いますけれども、さらに保育士確保に必要なことはあるかと思いますので、その点を伺います。

○委員長（藤田慶則君） 松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君） ありがとうございます。お答えいたします。

保育士確保策というところをどう捉えるかというご質問ということで認識をいたしましたので、その旨でお答えをさせていただきます。

現状におきまして、当市で行っておりますこの保育士確保策と、具体的に取り組んでいるものといいますと、まずこれ、ごめんなさい、今申し上げました補助金というのがあるわけですけれども、既にこちらは令和3年4月1日に就労した方までだよということで、こちらの新規の受付というのはないという状態でございます。

では、一方で、これは奥州市だけではないのですけれども、保育士確保、保育士、先生方が足りないよという声は全国いろいろなところでも出ているかと思いますけれども、それに対して奥州市でどう取り組んでいくかというところでございますが、昨年の秋なんですが、私立の施設に対しましてちょっとアンケート調査を行いました。どのようなアンケートかといいますと、そちらの施設さんには保育士さんは何人いらっしゃいますか、何十代の方がいらっしゃいますか、今後子どもたちの数減りますけれども、保育士さんの数というのはどのように在り方があればいいですかとか、ちょっと余裕があったほうがいいかとか、どうとか、そういうことを聞きましたし、さらに保育士確保策としてど

のようなことをやればいいとお考えでしょうかというようなことも聞きました。そうしましたら、いろいろな視点でお答えをいただきました。それを見ますと、例えば国のほうでもいろいろ補助事業とかは用意しているんですけれども、それを例えればぱっと使ったから保育士確保につながるのかなというと、そうでもないのかなというふうな印象も私自身としては持っております。

今申し上げましたアンケート調査をやりましたので、せっかくそういう基礎的なデータを手に入りましたから、もうちょっと私立の先生方ともお話しする機会を設ける等をして、先生方、要は施設側のニーズと我々の施策がマッチするような形で、どのような形の内容の保育士確保策ができるのかというのをちょっと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君）　高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野　聰君）　私のほうでちょっと補足で説明をさせていただきます。

保育士確保対策には、今課長から説明がありましたところと、あとやっぱり教育・保育施設のロードマップを作成して、いずれその公立保育所の統廃合を進めているというところで、そういった保育の資源をきちんと集中化させることによって待機児童対策を取っていくということがまさに目標になっておりますので、そういった形での対策を取っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君）　17番千葉敦委員。

○17番（千葉　敦君）　4月1日時点で待機児童は確かにゼロでありますけれども、やはりいろいろ聞くと、希望していたところには入れていない、いわゆる隠れ待機児という数字もある程度あります。

そういう意味で、やはり周辺部では定員に満たないところもあるかもしれませんけれども、中心部、市街地中心ではやはりなかなか保育の需要がまだまだあるということもたしかでありますので、そういう点も含めて、国に対しても保育士の基本的な人件費の確保をしっかり要求していくことも大事であると思いますので、改めてその辺も含めて最後に伺って、終わります。

○委員長（藤田慶則君）　松田保育こども園課長。

○保育こども園課長（松田修一君）　ありがとうございます。2点伺ったものと認識をしております。

まず1つ目の奥州市内、まだ保育の需要があるだろうという部分でございますけれども、確かに年度途中で待機児童が確認されておりまして、年齢を見ますと、ゼロ歳児さん、1歳児さんというのがまず多いというのが実情でございますので、こういった本当に小さい子どもたちへの対応をどうするかというのが必要であろうというふうに考えております。

また、もう一点、2つ目の人件費の部分でございますけれども、昨年10月から、保育施設での必要経費を算定する公定価格というのがありますけれども、その中で、新しい加算、先生方の給与のベースアップを維持するというための新しい加算ということができましたといいますか、適用が始まりましたので、それによりまして先生方の給与のベースアップというところには資するものというものが始まったということで捉えております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君）　15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君）　15番千葉康弘です。1点質問いたします。

主要施策63ページの精神保健事業、この中で、新年度は地域実情に応じた自殺防止対策、また若年

層にというようなことでありますけれども、この内容について質問いたします。

次に、自殺防止にありまして、私たちが協力できるものはどのようなことがあるのかについて質問いたします。

今までの取組によりまして、報道によりますと、岩手県でも自殺者が減少したというような報道がありました。その中で、岩手県の自殺された方の人数、また奥州市ではどうだったのかについて質問いたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） では、ただいまのご質問にお答えいたします。

地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業ということにつきましては、幾つか事業を行っているわけなんですけれども、例えばゲートキーパー研修であるとか、講演会のようなものであるとかというふうなことになります。そしてまた、今年度新たに始めたものとしましては、心いきいきだよりといったチラシ形式のものになりますが、これを年に3回、広報と一緒に配布をさせていただきました。それから、奥州エフエムのほうを通して、これは4回になりましたけれども、奥州エフエムを通して市の事業というのを紹介したり、心についてのお話をするというコーナーを設けて、4回ほど放送をいたしました。

それから、自殺対策についてです。

これについては、地域の実情に応じてという、その自殺対策事業に合わせた形で、いろんな形でつくっていくというふうなことになろうかと思うんですけれども、例えばそのゲートキーパー研修を実施して、気づいてあげて、つなぐところまでやっていただく。一人一人がそういう対応をしていただくというふうなところが大きくその自殺対策にもつながってくるかなと思っておりますし、それから府内の中では、関係課長の会議であるとか、あと実務者の会議であるとかというふうなことで、府内いろんな各課で対応窓口がありますので、そういったところでのゲートキーパーになる点があろうかと思いますので、そういうところでの会議を行っております。研修も行っております。

それから、実数というところなんですけれども、全国的には、このコロナ禍というところで若干年齢層が変わってきたというふうにも言われておりますし、全国的には、若年層であるとか女性の自殺が増えているというふうに言われているところです。

奥州市においては、令和4年1月から11月までということにはなるんですけども、警察庁統計ということでの暫定の数値ですけれども、17人というふうな数字になっております。奥州市においては、年代的には、やはり30代から50代の働き盛りの方が多いというふうな傾向があります。また、若干やっぱり20代、10代の方も含まれているというふうなことではありますので、そういったところでも対策は今後必要であろうかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 15番千葉康弘委員。

○15番（千葉康弘君） なかなか聞くのも大変なんですけれども、その中で、命を守る相談窓口というのが多分あるんだろうなと思いますが、または24時間相談できる窓口、こういうものの周知はどのようにされているのかについて質問いたします。

また、残されたご家族のフォロー、これも必要になるわけですけれども、このような場合の周知はどのようにされているのかについて質問して終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉保健師長。

○健康増進課保健師長（千葉芳枝君） ただいまの質問にお答えいたします。

市民の皆さんに「気づいてください 心のサイン」という形でチラシを全戸配付させていただいておりました。その中でいろいろな窓口が書いてあるわけなんですが、心の相談窓口、それから医療機関の紹介であるとか、あと生活、経済的な困り事の相談窓口であるとかということで掲載したものの中ラシを全戸配付しております。

それから、家族の支援については保健所が窓口にはなっているのですが、保健所のほうでそういう方を対象にした相談会というのも実施されておりますので、そちらをご紹介しております。

○委員長（藤田慶則君） ほかにございませんか。

2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） 2番宍戸直美です。

主要施策の37ページの児童福祉総務費についてお伺いいたします。

3番の子どもの居場所づくり推進事業費補助金に50万円ほど予算づけがされていますが、子ども食堂以外の場所づくりについて検討されていることがあつたらばお伺いいたします。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） それでは、宍戸委員の子どもの居場所づくり推進事業補助金の件についてお答えさせていただきます。

こちらの部分につきましては、原則子ども食堂と、それに伴う学習支援や体験活動をやる取組に対して補助金を出すということで、それ以外のものについては対象にしていないのが実情であります。

こちら、2分の1が県の補助になるので、基本的に県の補助要綱に沿って制度設計をしておりました。

なので、あとこれ以外の部分につきましては、今、協働まちづくり部のほうでやっている市民提案型の補助金なんかを使って子ども食堂を立ち上げていたりはするので、そういったところをご紹介しながらやっております。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 2番宍戸直美委員。

○2番（宍戸直美君） ありがとうございます。

令和4年度の第2次補正予算の孤独・孤立対策関係予算について、NPOと連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業というところで想定されるテーマの中に、今、野外において子どもたちが自由に遊べるようなプレーパークの実施というふうなものもございますので、今後、コロナ禍とともにございますし、子どもたちが外でそういった居場所づくりができるような支援というのも必要なではないかなと思いますが、その点についてお伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 千葉こども家庭課長。

○こども家庭課長兼子育て世代包括支援センター所長（千葉康行君） 宍戸委員の国の施策としてのNPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業の中で例示されております遊び場を活用した事業の実施ということでございます。

こちらのほうにつきましては、今のところ、ちょっとすみません、何もお答えするものはなかったんですけども、この指摘を受けまして、今度、子ども食堂の会議、3月中旬に社協さんと一緒にやることにしておりまして、例えばこういうのをやってみたらどうだろうというような提案ができるの

かなとは思っておりました。こういうふうにいろいろご意見をいただいたものを民間、実施していた方々にフィードバックして、それに対して我々がどう支援できるかというのは一緒に考えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 1点だけお伺いいたします。

主要施策の57ページの下のほうにあります病院事業会計負担金13億5,900万円云々と、それから2番目に病院事業会計出資金2億円云々と、こういうふうに書いてあります。これは従来から比べれば増えているんでしょうか。この中身についてお伺いします。これはいわゆる繰出金のことなんでしょうか。ちょっとその辺も含めて、この内容あるいは増加、変化ですね、これもお願いいいたします。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） 病院事業会計の負担金でございます。

まずは、この負担金については、今年度は前年に比較いたしまして増えている状況となってございます。

病院事業会計の負担金の中身ですけれども、総務省が定めます繰出基準に基づきまして、市が負担金として交付しているものでございます。医業収益への繰入金と医業外収益の繰入金に2つに分類されますけれども、負担金の合計については13億6,346万3,000円となっております。そのうち医業収益分で約2億1,200万円、それから医業外収益の分で11億5,700万円となっております。医業収益の主なものとしましては、救急医療体制の告示病院として約1億3,500万円、それから保健衛生行政事務として7,700万円、それから医業外収益の主なものとして、高度医療機器などの借上料に対する分として2億400万円、それから不採算地域の病院の運営に要する経費という部分で4億2,500万円、公立診療所への運営に関する経費として1億8,700万円、医師確保に関する経費ということで約1億5,300万円が主な内訳となっております。

このうち、繰出基準外の部分ですけれども、これについては経営管理部の職員人件費が繰出基準の対象外となっておりまして、約5,400万円が基準外の繰出しという内容となります。

それから、出資金の2億89万8,000円でございますけれども、建設改良に要する経費となります、そのうち元金の償還分として1億400万円、それから工事費やリース購入に係る分として9,700万円が内訳となってございます。

それから、別事業になりますけれども、医師の養成、奨学生の分として既に決定している4人の医師の学生さんの分と、新規の奨学生のお一人分を含めまして3,440万円を予算化しておるということございます。

以上です。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 分かりました。

それで、ただ、増加分だけ、昨年度と比べて増えた分の中身についてだけ教えてください。

○委員長（藤田慶則君） 菅野健康増進課長。

○健康こども部参事兼健康増進課長（菅野克己君） それぞれちょっと前年と比較して、上がった分、それから下がった分ございますけれども、その中でも前年と比較しまして増えた分の主なものといった

しましては、不採算地区の運営に係る経費の分として約6,000万円、前年と比較しまして増えてございます。

それから、1,000万円を超える分で増えた分とすれば、公立病院の運営強化の推進に要する経費ということで1,600万円ほど前年に比べまして増えているという状況になります。

○委員長（藤田慶則君） よろしいですね。

以上で、健康こども部門に係る質疑を終わります。

説明者入替えのため、4時50分まで休憩をいたします。

午後4時37分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後4時50分 再開

○委員長（藤田慶則君） 再開いたします。

次に、医療部門に係る令和5年度予算の審査を行います。

予算の関係部分の概要説明を求めます。

佐々木医療局経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） それでは、医療局が所管いたします令和5年度奥州市病院事業会計予算に係る収入及び支出の概要について、主なものをご説明いたします。

初めに、医療局における現状と課題認識についてであります。

市立病院・診療所の経営につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に関する補助金により、令和4年度も令和3年度に続き純損益が黒字になる見込みでございます。しかし、医師不足の状況が続いていること、これに伴う患者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどから、病院事業の安定的な経営の維持が難しい状況となっており、来年度は新型コロナウイルス感染症の補助金が大幅に減少する見込みであり、厳しい経営が予想されております。

医師につきましては、総合水沢病院において、昨年4月に耳鼻咽喉科の医師が、6月には整形外科医が着任し、医療局全体で23名になりましたが、12月には整形外科医が退職し、現在は22名となってございます。引き続き、医師の招聘を最重要課題として対応していく必要があると考えております。

また、この間、地域医療奥州市モデルと新病院の役割、そして市立医療施設の在り方について市政懇談会等で説明し、様々なご意見を頂戴しております。現在、頂戴した意見を踏まえ、最終的な案をまとめる作業を行っているところでございます。これまで寄せられたご意見の中には、新病院の経営について厳しい声があり、持続可能な経営に努めていくことが重要であり、新病院建設までの間の市立医療施設の経営につきましても経営改善に取り組んでいくことが喫緊の課題となっております。

令和5年度は、国の公立病院経営強化ガイドラインに基づき、奥州市立病院・診療所経営強化プランの策定に取り組みます。経営強化プランは、医療施設の役割・機能の最適化と連携強化などを明らかにし、経営の効率化を図り、5年間の経営計画と具体的な数値目標を設定するものでございます。令和5年度当初予算におきましては、これまでの経営改善を踏まえ予算計上しておりますけれども、経営強化プラン策定を進める中で、新たな経営改善の方向性が明らかになった際には、補正予算で対応ていきたいと考えてございます。

次に、令和5年度の主要施策につきましては、資料の主要施策の概要をご覧ください。

こちらに記載している2点についてご説明を申し上げます。

1つ目は、建設改良費として2億4,264万7,000円を予定し、医療機器及び施設整備を行うものでございます。主な内容としましては、医療器械購入としまして総合水沢病院においてベッドサイドモニタなどを、備品購入としてまごころ病院において大型モニタースタンドセットなどを、リース資産購入としましては総合水沢病院及び前沢診療所の電子カルテシステムなどを、施設整備として衣川診療所及び衣川歯科診療所のパッケージエアコンの更新工事などを整備するものでございます。

2つ目は、長期貸付金3,440万円を計上し、医師奨学生の新規採用の1名分を含む5名分の医師養成奨学資金を貸し付けるものでございます。

次に、令和5年度における病院事業会計の予算概要を申し述べます。

予算書をご覧ください。

金額は、消費税及び地方消費税込みで千円単位でご説明いたしますので、ご了承願います。

はじめに、1ページ目をお開き願います。

業務の予定量につきましては、入院患者数は年間3万4,892人で、1日平均95.3人と見込んでおります。外来患者数は年間12万8,537人で、1日平均529人と見込んでおります。建設改良計画につきましては、資産購入費が1億657万5,000円、リース資産購入費が9,420万円、施設整備費が4,187万2,000円となっております。

次に、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の状況についてであります。

まず、病院事業収益ですが、1の医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益など27億8,821万1,000円、2の医業外収益は、補助金、負担金交付金、長期前受金戻入、その他医業外収益などで12億3,822万4,000円、3の訪問看護事業収益は外来収益などで6,971万円、4の訪問看護事業外収益は雇用保険料で3万7,000円、5の特別利益は過年度損益修正益などで1万円、事業収入の総額は40億9,619万2,000円となっております。

次に、病院事業費用につきましては、1の医業費用が、給与費、材料費、経費、減価償却費、研究研修費などで44億5,080万5,000円、2の医業外費用は4,131万6,000円、3の訪問看護事業費用は給与費などで9,441万8,000円、4の特別損失は303万8,000円。これに予備費を加えた費用の総額は、45億9,167万7,000円となり、収益的収支はマイナス4億9,548万5,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の総額は2億8,413万3,000円、資本的支出の総額は4億3,432万1,000円で、資本的収入・支出の差引きで不足する額1億5,018万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填することとしてございます。

以上が、令和5年度の病院事業会計予算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

これで説明を終わります。

○委員長（藤田慶則君） 執行部側にお願いいたします。

答弁する方は、委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。ございませんか。

19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） 予算書の、ページをちょっと忘れたので、見ているんだが、セグメントのところのページかな、ちょっと今見ながら、29ページにセグメント情報の開示というのがありますと、2番目に報告セグメントごとの医療収益等と書いてございます。これが分かりやすいので見ましたが、この中でそれぞれ各病院の医業損益が2番目に書いてございます。水沢病院、まごころ病院、その他合わせると、医業収益がマイナス16億6,259万4,000円というふうになっております。

それで、さらに下のほう、ずっと見ますと、一般会計繰入金がありまして、もちろん、収益的収入と資本的収入があるんですが、トータルで右側の端の計が16億431万1,000円と、ちょっと桁が違いますけれども、ほぼ16億円の、医業外損益は16億円を超して出ていますし、逆に繰入金は16億円を超える、ちょっと差がありますけれども、というのがこれ分かりやすく書いてあります。

ということは、やっぱり16億円ほどの医業損益、要するに医業の収入からはマイナス16億円が出てしまうと。ただし、一般会計からは繰入れが16億円ほど入っていると。なおかつ、補助金とかありますから、結果としてはプラスになると思うんですが、お聞きしたいのは、やっぱりこの状態というのは前に比べてよくなっているのかどうか、あるいは今後この体質が変わるかどうか。

前提としては、収益が黒字になっているし、キャッシュも大分、逆にたまってきたということは分かっていますけれども、体質そのものは、前にも一般質問しましたけれども、これ見るとやっぱりちょっとどうかなという気がしましたので、お尋ねいたします。

○委員長（藤田慶則君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 一般会計からの繰入金でございます。

ご指摘のとおり、今年度、来年度計画しているのは16億431万1,000円という合計、先ほど健康こども部のほうでもご説明があったと思うんですが、今回特に16億円になった部分について、私のほうからもちょっとご説明申し上げたいなというふうに思っております。

今回、16億円になって、前年度よりも多くなっているわけなんですけれども、その内訳について特にやはり大きかったのは、4条予算のほうへの出資金の分として、モバイルクリニックとしての運用としまして1,000万円頂戴しております。それからもう一つは、MR I のリース料が、これが前年度よりも大きく増えている部分、それに対する出資金。そしてもう一つは、やはり医師奨学生、これも今年度また1人プラスして採用したいということもありましたので、その部分も含めまして16億円台になったという部分が大きな昨年度からの、繰入れの多寡に、変動によって若干のもちろんプラスマイナスあるわけなんですけれども、これが変わった部分が大きく変動、16億円に達したというものでございます。

あと、やはりこの繰入金問題につきましては、私たちとしては赤字補填ではなくて、やはり基準に基づいて支出していただいているわけでございますけれども、やはり大きな金額になるのはそのとおりでございます。一番いいのは、潤沢に医業収益もちゃんと取れて、少しでも市からの繰入れがもう少し少なく見直しをかけられれば、一番それにこしたことはないかなと思っていますので、やはりそこを目指して、経営も何とか経常経費、経常収益につきましても何とかもっとプラスになるような努力は必要かなと考えております。

なお、この件につきましては、現在、市立施設の在り方という中で、各施設の例えば連携の仕方と

か、どのように人を配置するのかも含めて、ただいま基本的な方向性を考えておりますし、それから来年度、経営強化プラン、こちらのほうも作成して5年間のちゃんと収支計画、それから既に及川委員さんからも指摘のあります経営目標数値、この部分も明らかに今後はしていくので、それに向かって経営努力をしていくということがありますので、ぜひともこの市からの繰入金15億円台、あるいは今回16億円台になっておりますけれども、その辺の部分については幾らでも圧縮できるように経営努力に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） なるべくだったら少ないほうがいいわけで、一般会計の繰出しが少なくていいんですが、今のままでするとやっぱりそんなに極端にこれからはなかなか減りにくいく。こういう、例えば繰出金は積み重ねで要望するわけですよね。ただ一方では、収益の問題は単年度で出すわけですよね。そうすると、これは今までの話と連動する、例えば収益が上がれば繰出金は少なくていいというふうに理解するんでしょうか。あるいは全く別のものだということで、これはこれ、これはこれで必要なものを積み重ねで出すから、あるいは収益とは関係ないという形で、どっちで理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（藤田慶則君） 佐々木経営管理部長。

○医療局経営管理部長兼医師確保推進室長兼新市立病院建設準備室長（佐々木靖郎君） 先ほども申しましたとおり、赤字補填ではないということで、要は国の基準に従って計算している数字でございますので、やはりその部分を、例えばじゃこれは基準がこうなんですかとも、いくらでも減らすようにできればいいのかなという意味で言ったものでございます。一応何ぼでも繰入金をもう少し減らせるように、収支的にも余裕があるのであれば、その辺の見直しも可能だという意味で言ったつもりでございます。

○委員長（藤田慶則君） 19番及川佐委員。

○19番（及川 佐君） とにかく私の気持ちとしては、なるべく繰出金は少ないほうがいいと。今言った形で実際はそうはいかないことは分かりますけれども、ぜひ今後それを検討していただきたい。所見をお伺いして終わります。

○委員長（藤田慶則君） 朝日田病院事業管理者。

○病院事業管理者（朝日田倫明君） 皆さん、及川委員と同じような気持ちも持たれていると思います。私どももそれが当然の考え方ではあると思います。

ただ、今できることというのは、当面の目標としましては、まず繰入れは繰入れとして、その上で、ここであります経常損益という部分をプラスにすると、そこがまず第1段階だと思う。その上にさらに進行するようなときになれば、その繰入れの話も、基準内と言しながらも基準の幅が考えられますから、その中で調整をしていくと、そのような流れになると思います。それを目標にしていきたいと思います。

○委員長（藤田慶則君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤田慶則君） 以上で、医療部門に係る質疑を終わります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

次の会議は3月2日午前10時から開くことにいたします。

ご苦労さまでした。

午後5時5分 散会